

第二章 石材業の展開

第一節 近世の幕開けと真鶴の石材業

真鶴と石丁場

小田原以西の西相模から伊豆海岸にかけての、いわゆる片浦・土肥海岸一帯は、良質の石材を産する一大採石地帯であった。石質は箱根火山噴出によって生成された安山岩で、耐久性がよく加工がしやすいため、建築用・墓石用などに最適であった。含有物の差によって、堅石・溶岩と根府川溶岩の二種類に大別されるが、のちに本小松石・新小松石と呼称される真鶴の石は堅石の部類に入る。根府川石は名称通り根府川村が主産地であり、また風祭村付近から切り出されるものは小田原石と呼ばれ、それぞれ微妙な石質の違いがある。もっとも、石の材質・用途・形状などによってその呼称は様々であった。

これら採石地の歴史は古く、とりわけ真鶴地方における石切りの歴史は、古くは鎌倉時代にさかのぼる。もっとも、奈良時代に相州産の小松石が墓石に使用されていたという事実もあるから『日本石材史』日本石材振興会発行、その起源はもっと古いかもしれない。しかし、真鶴の石材業が盛んとなる端緒は、築城資材としての需要が高まる戦国時代である。小田原城をはじめとする南関東の城郭には、真鶴産の石が多く使われたのである。この小田原北条氏時代から江戸時代初期にかけての時期は、まさしく当地方における石切業の実質的な成立期で



現在の道無丁場（浜丁場）

あった。

石切りが一つの産業として確立するには、①石の質が良いこと ②多量の石が採れること ③石材の需要地が近いこと ④石材の運搬に便であること、といった諸点は必須の条件である。こうした条件を具備し、単なる石切りから石切業へと大きく変化する、いわば石材産業の展開期を迎えたのは、まさに江戸時代であったといえよう。

本章では、こうした江戸時代における石材業の興隆を追っていくことにする。

ところで、当時石の採掘場のことは「石丁場」と呼ばれていた。丁場とは本来土木工事などの普請場所を意味する作業場の総称であるが、当時の史料にみられる「丁場」とはすべて石材を採掘する石丁場のことである。石はどこからでも採れる訳ではなく、必ず一定の区域を設定して石丁場とし採石を行なった。石丁場は、採石作業のもっとも基幹となる場であり、石材業の拠点でもあった。江戸時代全般においても、岩村や真鶴村には多くの石丁場が設けられた。しかしながら、真鶴町内に存在した石丁場の実数をつかむことは非常に難しい。石丁場の数が不明瞭なのは、史料の制約もさることながら、石丁場が極めて流動的な性格をもっていた事情による。石丁場は、必ずしも将来性を見越した設定がなされていたとは限らない。石切り景気が向上すれば当然石丁

場の数も増加する。安定した採掘がなされる丁場はともかく、多くの石丁場は大抵場当たりに開設される。その際、石は無尽蔵な産物ではないから、安全面や丁場の劣化などの理由で採石が限界に達した段階で、当然その丁場は閉鎖される。また一方では、より採石に適した新たな別の場所に丁場を開設する。そうした石丁場の変遷を史料上で確認することが難しいからである。かかる変容ぶりが、石丁場の実態をつかむことの大きな障害となっている。

江戸時代に存在した石丁場をその成立の面からみると、おおむね三つの形態に大別できる。一つは、諸大名が管轄する「御用丁場」で、これは江戸時代前半に、幕府が御三家などの有力大名に命じて採石指揮と石材管理をなさしめたことに由来する。これらは基本的には、江戸時代全般を通じて存続していた。二つ目は、いわゆる民営の石丁場で、自村内に自らの才量で適宜開設したものである。建築用から日常生活における自用の石に至る一般的な石は、こうした丁場から切り出されていたのであろう。また三つ目の形態として、史料上にはほとんどあらわれないが、商人資本による商人丁場の開設もあげられる。真鶴においては、これら三形態の石丁場が、江戸時代全般を通じて、相互に混在しながら浮沈を繰り返していた。

村明細帳にみ 前述したように、江戸時代全般を通じて、真鶴にあった石丁場の総数はよくわからない。町内にある石丁場 残る史料には、随所に石丁場の名前がみられるが、面積や採石量といった具体的な数字はほとんど

とあらわれていないから、石丁場の全体像は極めて断片的にしかとらえられないのが現状である。残念ながら、この点は今後の新史料の発見によるほかに、本章では可能な限りその実像に迫ってみることにしたい。

では、真鶴における石丁場の概観を、江戸時代の村勢要覧ともいえるべき村明細帳に見てみよう。一六七二年（寛文一二）の真鶴村明細帳（『資料編』近世No.1）によると、石丁場に関する記述が随所にみられる。当時真

表1 寛文12年 真鶴村石丁場一覧

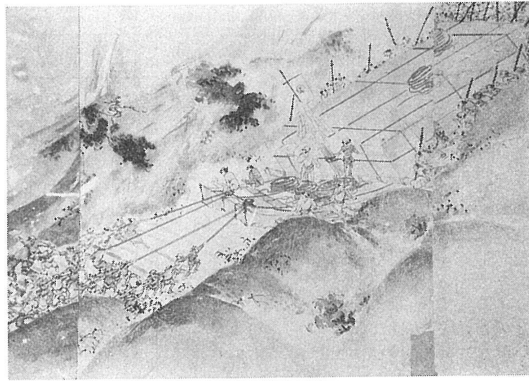
丁 場 名	方角	道 法
丸 山 丁 場	北方	四町
大 白 鷗 駒 ころ こと っ 元 道 大 尻	東方 東方 南方 南方 南方 南方 南方 南方	四町半 三町 四町 十二町 十六町 二十五町 二十九町 十八町 十五町 八町半
か 尻 丁 場 磯 丁 場 丁 場 は し 丁 場 は み 丁 場 し 丁 場 地 丁 場 無 丁 場 浜 丁 場 懸 ケ 丁 場		

寛文12年「真鶴村書上ケ帳」より作成。

る江戸城普請の際に採石を命じられた、水戸・尾張・紀伊の御三家らによって切り出された角石や平石などの一部が放置されていたという。また、ここは山丁場で海岸より遠いため、現在は採石していないと記されている。初期のころは、石材搬出に便利のように、石丁場も海岸近くに設けることが多かった。以後時代が下るにつれて、良質の石材を求めて石丁場は内陸部に移動していく傾向にある。

明細帳は石の積み出しについてもふれている。ここから採掘された石材は、大石は牛車、小石は修羅人足によって「はと場」に運搬、船積みされていたという。石垣用などの重量のある石は車で、栗石などの小石は人力をもって運搬されたのであろう。他の史料には「車道」の名がしばしばみられるが、これは石を運ぶ車が丁場から船着場まで石材を運ぶ道のことである。当時の図絵などからみると、石の運搬は専ら人力による人海戦術によるものであって、必要に応じて牛車もしくはいわゆる山車のような台車に大石をのせて運んでいる。しかし、か

鶴村には「大か尻」「白磯」「鷗」「駒ころはし」「ことうはみ」「ついし」「元地」「道無」「大浜」「尻懸ケ」「丸山」の一一か所の丁場があったことがわかる。これらの石丁場は、丸山丁場を除いて「磯辺磯つゝき」すなわち海岸に隣接した地域にあったもので、半島周縁部の岩石の露出した地域である。こうした石丁場から、幕府や諸大名による御用石のみならず、一般の町人や百姓による商売石も切り出されていた。なお、丸山丁場については、他の丁場とは記述が別になっているが、これは大名丁場専用であったからと思われる。ここには慶長年間にはじま



石曳図（箱根町 下田昌男氏所蔵）

た、小田原藩の御用石は根府川・江之浦・岩村・真鶴・新井の各村が切り出しており、石材の搬出には廻船や丸木船を用い、積載する石の大小に応じて運賃が定められており、同乗する水主にも扶持米として米五

りの重量であつたため、道が崩れて石が落ちてしまつたことも多かった。放置された石は、この時落としたものか、もしくは運び残したものであろう。ま

石工の道具

石工の道具は、広義にとれば作業着から縄・綱類、工具、運搬器材・器具、運送車・船舶までがふくまれるが、ここでは主として工具（採掘道具）類について述べる。

石工の服装は、黒っぽい木綿地（めく）の股引きに腹掛け、下着（シャツ）にハッピ。ハッピには各屋号が染め抜かれていた。また、足ごしらえはサシコの足袋（たび）にワラヅウリといったいでたちが、古来通用のものだったようである。

個人的な工具としては、ノミ、矢、ビシャン、ゲンノウなど鉄製のものが大部分で（図）、これらは地内の石屋専門の鍛冶屋へ注文して製作してもらった。鍛冶屋ではノミの先につけるツケハガネなどの特殊加工もする。鉄製であっても毎日の使用で先端が傷んでくるので、小修理は石工自身で行なう。そのため石工は多少の鍛冶技術を持っていた。

〔図説明〕

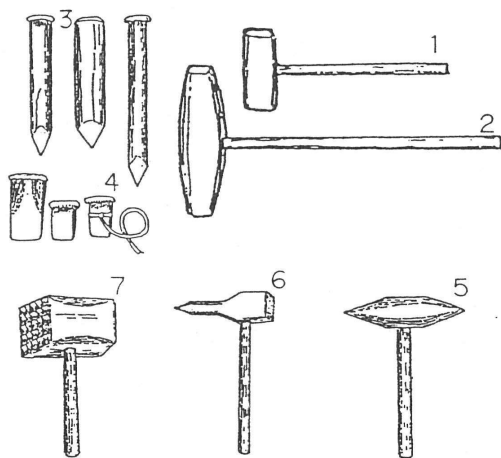
- 1、ゲンノウ……矢穴にあけるノミを打つために使用する。
- 2、ヤジメ……矢穴に矢を入れた後、これで打ち込み石割りをする（柄長三尺ほど、細身で強じんさを持つサルスベリ材が使われた）。
- 3、ノミ……矢穴をあけるサキノミ、ソコノミ、石材加工に使うツバクロノミなどがある。
- 4、矢……石割りの時に打ち込む。
- 5、チョウナ……平たい両刃付きの仕上げ用の槌。

合が支給されていた。岩村や真鶴村がこの地方一帯の石切業の中心的な役割を担っていたことは、他村の明細帳によっても知ることができる。隣の新井村一六八六年（貞享三）明細帳には、「御城下廻御普請」用の石を切り出すときは岩村の名主がこの命令をうけたとある。また、宮上村や根府川村の明細帳にも、岩村や真鶴村の石丁場から御用石を切り出すときに山出し・船積みの人足を差出したともあるから、少なくとも一七世紀後半にはすでに石切りを行なう村々の中心的存在であり、藩の御用を担い得るだけの石切りの体制が定まっていたといえる。

石切りの人々
さて、これらの石材を採掘する石切

りたちは、どのように村に存在していたのであろうか。実際に石切りを生業としていた個々人の姿も、石丁場と同様史料上からは非常にみえにくい。真鶴村明細帳には、村内に居住する百姓家の内訳を記している。それによると、総家数二〇七軒の内本百姓が一五〇軒と最も数が多く、次いで柄在家が三

6、コヤスケ：石面の端をまっすぐに削り取ったり、形を整えたりする。
7、ビシャン：槌の打面が格子状に刻まれていて、石面加工時の荒仕上げに使う。
このほかに、ジョレン・トンガ・カッチャ（砕石をかき集める道具）、カナデコ（鉄製の梃子）などがある。



三軒と、両者で約九割を占めているのに対し、石工など採石に関連した項目は見当たらない。石材業の盛んな村でありながら石工がないというのも一見不自然であるが、これは明細帳の史料性格によるものであって、農閑余業である石切りは内訳には入らないのが普通である。このことは漁職についても同様である。つまり純粹に石切りを専業とする者が存在しないということであって、やはり大多数の本百姓すなわち一般の農民たちが農作業と兼行して石を切っていたということである。こうした農民たちの石切り作業の日常については、ほとんどわからないが、公的には農民でありながら、時に応じて石切りや漁業に従事するといった両面性を持っていたのが、当時の真鶴の人々の生業のあり方であった。

また、石工はすぐれて専門的な技術職であるから、石切業が長年にわたって存続・発展していくためには、石切りに適した採石場の選定や石切り道具の使い方・運搬方法などの石切り技術も代々継承されていなければならぬ。江戸時代における石切り技術の伝播や相統を示す史料は皆無であるが、明治以降には親方・子方関係に基づく徒弟制度による技術習得が行なわれていたから、おそらくそれに準じた方式が江戸時代にもとられていたと思われる。

江戸城大普請 真鶴の石切りは、江戸時代初頭に早くもその転機を迎える。その端緒はいわゆる江戸城の大普請はじまる であった。江戸城の歴史は、豪族によって館が建てられた鎌倉時代にさかのぼるが、室町時代に

太田道灌によってはじめて城郭が築城されたことは有名である。その後、上杉氏や北条氏らによって次第に大名の城としての外郭を整えていくが、なんといっても徳川家康が入城した一五九〇年（天正一八）は、江戸城はもとより江戸時代の幕開けを意味する上で重要な出発点であった。その後一六〇〇年（慶長五）の関ヶ原の戦いに勝利した家康は、続く同八年には征夷大將軍に任じられ、江戸を本拠として幕府を開いた。戦国時代の終焉は、

それまでの城の持っていた性格を軍事的なものから権威的なものへと変化させていく。天下の府たる江戸城の本格的な築造がはじまるのである。

一六〇四年（慶長九）六月、幕府は江戸城の大増築の命令を下した。江戸城の増・修築工事は、一六〇六年（慶長一）の普請開始からはじまり、以後一六〇七年（同一二）・一六一一年（同一六）・一六一四年（同一九）・一六二〇年（元和六）・一六二二年（同八）・一六二四年（寛永元）・一六二九年（同六）・一六三五年（同一二）と回を重ね、一六三六年（同一三）にはぼその作業を終える。その間、大坂夏の陣（一六一五）、家康の死および秀忠將軍就任（一六一六）、家光將軍就任（一六二三）といった流れの中で、幕府はその体制を着々と確立していく。家康から二代秀忠、三代家光の三世代にわたるあしかけ三〇年にもおよぶ一大事業であった。

その大普請には主に西国大名が動員された。大名たちは、その建築用材の調達に奔走することとなるが、なかでも城の礎となる石材の確保は必須の条件であった。そしてその確保にあたって注目されたのが、真鶴をふくむ伊豆半島東岸一帯である。東岸に集中したのは、西風による船運に都合が良かったためである。石材の運搬は陸上よりも船による海上輸送の方が、時間と労力の面ではるかに効率的であった。この一帯から産出される石は良質である上に、なによりも江戸に近いという条件も重なって、築城資材を確保する絶好の要地としてにわかに脚光を浴びたのである。

当時の真鶴は、まわりを山に囲まれ、平野もほとんどない漁村であったと思われる。中央の華やかな文化に触れることなく滅多になかったであろうこの村々に、降ってわいたように大名たちの船やたくさんの武士・人足が集まってきたのである。かつて北条氏の城普請にかかわったとはいっても、その時とは比較にならない規模であったろう。どのような城ができるのかわからないままに、賑々しく行き交う石運びの船や人々を眼前にしなが

ら、石切りを見守る地元の農民たちの胸中はいかばかりであったろうか。しかし、これを契機として、真鶴一帯が石材業の要地としての実質的な幕開けを迎えるのである。まずは、江戸時代初期における石材業の様相を追ってみよう。

江戸城の築城命令は、先に述べたように慶長九年六月に発せられるが、実際に築城工事がはじめられたのは慶長一年の初頭であった。このとき普請に携わった主な大名は、羽柴三左衛門（池田輝政）、羽柴左衛門大夫（福島正則）、加藤肥後守（加藤清正）、毛利藤七郎（毛利秀就）、羽柴越中守（細川忠興）、黒田越前守（黒田長政）、鍋島信濃守（鍋島勝茂）、森右近大夫（森忠政）、京極丹後守（京極忠高）、浅野紀伊守（浅野幸長）、寺沢志摩守（寺沢広高）などおよそ三〇家からなる大名たちであった（『慶長見聞録案紙』より）。当初動員された大名は、いずれもかつての秀吉時代に恩顧を被った外様大名であったが、大坂の陣をまつまでもなくすでに豊臣方を見限っており、徳川幕府の権威を恐れたただひたすらその命令に従順となったのである。当時の石の切出しの様子を『当代記』慶長一年の記録にみると以下の通りである。

正月、江戸為普請諸国衆自身下、二月上旬に各江戸に着、物主は何も令在江戸、人数は石為運送伊豆国に有之、石積船以上三千艘有之、一艘に百人持之石二宛入る、一箇月に兩度江戸へ有往還、……

江戸城普請を命じられた各大名は、一部の家臣や切出しの人夫を伊豆に派遣し、百人で運ぶほどの石材を二個切り出させ、石船一艘に二つずつ積載して江戸に搬送させた。石を積む船の数は三千艘、それが一月に二度江戸に搬送に向かうのであるから、概算しても月一万二千個、一年では実におよそ一五万個もの石材が運送されたことになり、まさに空前の大事業であった。この時の石の積み出し方については、次のような記録が残っている。

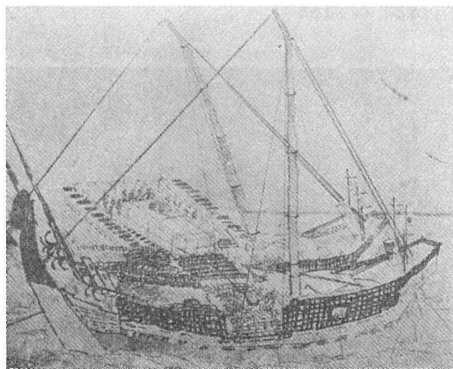
先年江戸御城石垣をつかせらるゝによって、伊豆の国にて大石を大船に積を見しに、海中へ石にて島をつき出し、水底深

き岸に船を付、陸と船との間に柱を打渡し、船をうこかさず、平地のこつく道をつくり、石をは台にのせ、船のうちにまき車を仕付て綱を引、陸にては手こ棒を持って石をおしやり、船にのする。船中にまき車の工み奇特なり（『慶長見聞集』より）。

港から船に大石を積む方法についての記述である。陸と船の間に板を渡し、船からは巻車（ろくろのようなもの）で引き、陸からはてこ棒で押しつつ石を積んでいたという。また、船に積み込めない規模の巨石の場合は、多数の空樽によって浮力をつけ、水中に吊るしたまま船で曳航する方法もとられた。

慶長年間の では、これら採石は具体的にどの地域で行なわれた石丁場 のであろうか。残念ながら、普請開始当時の真鶴一

帯における丁場の実像ははっきりしないが、一六一四年（慶長一九）になると具体的な採石の場所が史料上にあらわれてくる。『毛利三代実録考証』には「…伊豆ノ国内ニ石場七ヶ浦アリ…」とあり、具体的な地名は明記されていないが、『御手伝覚書』には、日向国飫肥城主伊東祐慶が一六一四年（慶長一九）に御普請御手伝を命じられ「同前年豆州多賀・真名鶴・伊東より御用石運送仕候」とある。『鍋島勝茂譜考補』にも、同じ慶長一九年正月からの普請にあたって「前年豆州多賀・真名鶴・伊東ヨリ運送ス」の記述がみられる。このように、具体的な丁場名や規模は不明ではあるものの、少なくとも慶長末期において真鶴での切出しが行なわれていたのは確かなのである。



石曳図（箱根町 下田昌男氏所蔵）

ところで、真鶴と同様大名石切りの拠点となった伊豆の伊東地域には、普請当時から多数の大名たちが丁場を求めており、伊豆一帯における幾つかの丁場名が確認できる。土佐山内家の『山内文書』には慶長一九年当時の相模と伊豆の石丁場の状況を報告した書状があり、網代・宇佐美・伊東・稲取など伊豆地方における採石場が一六か所記載されているが、その中に相模の石丁場として真鶴の「大が窪」丁場、岩村の「岩谷」丁場の二か所の名がみられる。江戸時代の具体的な丁場名としてはこれが現在のところ初見である。

伊東を中心とする伊豆半島には、これら採石を行なっていた大名たちと地元とのつながりを示す逸話が幾つか残っている。宇佐美村の名主荻野家の「荻野文書」には、黒田家の重臣で後年大坂の役で戦死した後藤基次が名主佐美村に採石のため赴いていたという（『伊東市史』本編）。また、網代村には肥後国熊本藩が採石に入っていたが、一六〇六年（慶長一一）網代村名主岡本弥一郎に対し、熊本藩主加藤清正が採石の便宜を図る旨の書状を直々に送っている。名主岡本弥一郎は、大名加藤家の採石の便宜を図るとともに、すでに江戸での石商売に目を向けていた形跡もあるという（竹井敦子「伊豆半島に於ける江戸城普請の影響」『鎌倉』36）。このように、大名の採石に際しては、現地の名主が大名に対して様々な形で便宜を図っていたことがうかがえる。

こうした伊豆地方の採石状況に比べ、慶長期における真鶴での石切りの様子は、史料制約もあって不明な部分が多い。しかし、真鶴での採石が小規模であったという訳ではない。一つ考慮しておきたいのは、当時の採石場を有する所領の性格の問題である。当時伊豆一帯は幕府直轄地いわゆる天領であり、一方真鶴は、慶長一年の普請当時大久保忠隣の支配する小田原領に属していた。おそらく、慶長一年の段階では、大名が採石に入るにあたっては、直轄地である伊豆地方の方が諸々の方面で都合が良かったのであろう。

小田原領は、その後一六一四年（慶長一九）の大久保氏の改易をもって番城支配（天領）となり、以後阿部正次の入封（一六一九～二三）から再度の番城支配を経て、一六三二年（寛永九）の稲葉正勝入封という経緯をたどるのであるが、この二度目の番城時代には大規模な江戸城普請が行なわれている。寛永五～六年（第二期工事とは同一二～三年）には、江戸城の内外郭や堀、諸門といった総構えの大工事がなされるが、この時も伊豆を中心とした採石がなされている。この普請には西国外様大名のみならず、御三家など徳川氏一門までも参加するといふほぼ全国的な動員が行なわれており、後に小田原に入封する稲葉正勝も紅葉山枅形の工事にかかわっている。こうした天領時代とりわけ稲葉氏入封直前の第二次番城時代において、真鶴近辺での石切りが活発となる傾向がみられるのは注目される。たとえば、一六二九年（寛永六）の根府川石の請取証文や翌七年の小田原城天守閣用石材代金の請取証文（『県史』資料編4 No.340～342）は、天領時における採石の事実を示すものである。つまり、真鶴近辺には一六二三年（元和九）～三二年（寛永九）の第二次番城時代に大名の採石が集中したのではなからうか。このように考えれば、真鶴において大名の採石が本格化するのには、慶長期よりもむしろ番城時代を含む元和～寛永期であったと思われる。いずれにせよ、慶長年間においてすでに大名らによって真鶴一帯に丁場が開かれており、真鶴が良質の採石場として早くから注目されていたことは確かである。

真鶴の大名丁場

こうした大名丁場は、真鶴においてはどのように存在していたのであろうか。採石時期もはつきりしないものが多い上に、一か所の石切場に複数の大名の縄張りが混在することもある。なかなかその実像が見えにくい。それでも、明細帳や他の史料などから大名丁場の痕跡をある程度確認することは可能である。真鶴・岩両村の大名丁場の証跡を見てみよう。

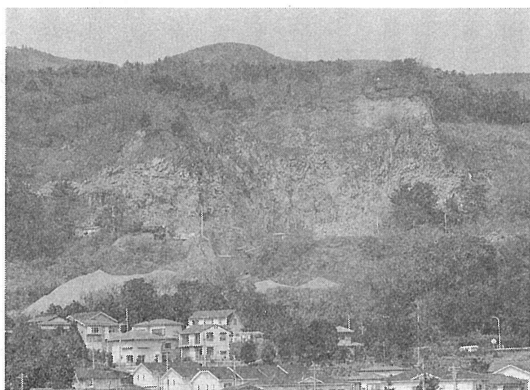
前述したように、真鶴村の寛文一二年明細帳には水戸・尾張・紀伊の御三家と松平右衛門佐（福岡藩主黒田忠



水戸殿石場碑

之)が丸山丁場から石を切り出しており、その際積み残された角石・平石などが放置されていると記されている。尾張藩主徳川義直をはじめとする御三家が江戸城普請に本格的に参加するのは、幕府の支配体制がほぼ固まった一六二九年(寛永六)の大普請

の時であるから、丸山丁場の大名採石が行なわれたのもおそらくそのころであったと思われる。町内には「従東二十八間 水戸殿石場」と記された碑も残されており、町の重要文化財に指定されているが、これは真鶴村の「丸山丁場」にて採石していた水戸家の存在を裏付けるものといえる。真鶴村には、一六四三年(寛永一〇)に水戸藩主徳川頼房が来村し、名主五味家にて休憩したことが、「源頼房公来駕記」に記されている(『真鶴町指定重要文化財総覧』下巻一四二頁)。この来駕記は、江戸時代初期に真鶴に居を構えた禅僧風外道人の筆によるものと伝えられ、五味家の当主演^{のぶさだ}貞が徳川頼房の来訪を記念して作成したものである。また、真鶴村と水戸家との親交を示すものとして「水戸様のお庭」の逸話がある。これは水戸藩主(頼房か)が石材採掘の陣頭指揮のため直々に真鶴村を訪れた折、滞在先の名主五味家宅に築山を造園したもので、その後この庭園は一九二三年(大正一二)の関東大震災によって崩壊するまで残されていたという(平井大海「真鶴石材小史②」『真鶴』第二号)。さらに、江戸時代後期の五味家由緒書にも、黄門様の名で知られる水戸光圀の本陣を勤めていたことが記されている(真鶴 五味源太郎家所蔵文書)。水戸家の丁場についてはさらなる検討の余地があるが、同家が真鶴村の名主五味家と深いかわりをもっていたことは確かである。また明細帳には、一六三五年(寛永一二)に佐賀藩主鍋島信濃守(勝茂)の家臣が貴宮大明神(現貴船神社)に手洗鉢を寄進したという記載もあるが、これも同家



現在の口開丁場（山丁場）

が真鶴へ採石に赴いていた事実を裏付けるものであろう。

一方、岩村の延宝四年明細帳（『資料編』近世No.2）には大名丁場の記載がみられないが、福岡藩主黒田氏の手によって口開丁場が開かれたことはあまりにも有名である。岩地区の青木春江家所蔵文書には、年代不明ながらも岩村沢尻丁場の古絵図が残されており、そこには水戸・尾張・紀伊御三家に加えて「阿州様」の丁場があったことが記されている（『資料編』口絵参照）。また、後掲享保一〇年の尾張藩預り丁場書上の付図には「土屋相模守」の丁場もあったことが確認されるから、岩村の石丁場にもかなりの数の大名が入っていたことは間違いない。丸山や口開など、両村の境界線上に位置する石丁場もあるから、一概に村で区切ることには検討を要するが、こうしてみた限りでも、真鶴の各村において複数の大名が採石を行っていたことの痕跡は確認できる。

ちなみに、真鶴近隣の大名丁場としては、江之浦村（小田原市）に筑後国柳川藩主立花宗茂・摂津国三田藩主久鬼久隆・備中国成羽藩主山崎家治・日向国延岡藩主有馬直純の各大名が一六三五年（寛永一二）の段階で丁場を開いており、同年それらの大名丁場の石材紛失事件が起こっている（『県史』資料編4 No.345～348）。また、宮上村（湯河原町）にも伊勢国津藩藤堂家の石丁場があったことも確認されている（『湯河原町史』第一巻近世No.16）。寛永期に入ると、真

鶴や他の近隣諸村においては実に様々な大名たちが採石を行なっていることがうかがえる。こうした大名丁場の存在は、真鶴の人々の目にどう映ったのであろうか。今となつては知るすべもないが、他藩の役人や人足との接触は、真鶴の人々のあらゆる日常意識を大きく揺さぶったことであらう。見知らぬ土地の話に心をときめかせ、石切りの技術交流はもとより、江戸の盛況振りなども地元の人々を大いに刺激したに違いない。

余談であるが、岩村の兒子神社にて奉仕された「鹿島踊」は、旅の門出を祝う意味をもっていたとされ、江戸城普請当時石船が岩湊を出る時、村人たちが揃って浜に出て、鹿島を踊って船出の安全を祈願したという口碑が今も残っているという（『ふるさと史話 真鶴湊』）。この逸話も、真鶴地域が大名丁場の開設によっていかに活況を呈していたかを物語っている。これらの丁場の開設は、地域に新しい石の時代の到来をもたらす大きな契機であつたといえよう。

黒田氏と

口開丁場

いずれにせよ、町内に当時の大名丁場史料が見当たらないのは残念であるが、そのような中で、岩村の口開丁場を開いた黒田家に関しては、当時の大名石切りの様子を示す藩政史料がわずかに残されている。大名側の対応を知る意味でも、その幾つかを見てみよう。筑前国福岡藩は、一六〇〇年（慶長五）の関ヶ原の戦い後に黒田長政が領有した外様の藩である。しかし、外様とはいっても、のちに松平姓を賜るなど將軍家とのつながりは深い。初代藩主長政は、同一一年に江戸城普請の助役を命じられたことを契機として、以後数度にわたって採石のため伊豆に家臣や人夫を派遣した。大名の普請助役としては初期に属する。

その後、江戸城普請も終わりに近付いた一六三六年（寛永一三）正月、幕府は築城工事の総仕上げとして、江戸城惣郭（外郭）の普請を大名に課した。その内、惣郭の石畳（石垣）は西国・四国・中国の大名に、城溝惣堤は関東・奥羽の各大名に賦課している。石畳担当の大名は六隊に分けられ、福岡藩二代藩主黒田忠之は第五組の

惣督に任じられる（『大猷院殿御実紀』卷三十）。その指揮下には福岡藩の支藩である東蓮寺藩（直方藩）黒田高政・秋月藩黒田長興も普請に参加しており、赤坂・桜田・鍛冶橋といった江戸城外郭石垣の修築を担当した。これらの普請用石材は真鶴の丁場で調達されている。普請に先立ってその前年二月、忠之は採石の惣奉行に任命した小河政良にその陣容を通達した（『福岡県史』近世史料編 福岡藩初期上）。

伊豆石場万奉行之者

一惣奉行

小河織部

一金銀預り万調者并普請之者銀遣已下、井口牛右衛門裏判候て可相渡事

一扶持方裏判ハ織部可仕事

一大石・くり石こぎ候運賃船之事、奉行之者不参内ハ、織部手前より候て可越事

一鍛冶奉行

（赤井仁兵衛
高屋安之丞

一棒つな此外普請道具奉行

（寺田小兵衛
井口麦左衛門

一普請奉行

井口牛右衛門

一普請肝煎鉄砲頭

舟曳形部
鳥居勘八

一舟奉行

十時源兵衛
高原治右衛門

一扶持方奉行

奥村七右衛門
長尾伝兵衛



西念寺境内 養義供長田黒

以上

(寛永一二年)

亥ノ二月十八日

忠之公

御判

小河織部とのへ

これによると、総監督たる惣奉行小河氏を筆頭に、鍛冶・普請道具・石積船などそれぞれ担当が分けられており、石切り作業においては実に様々な職種がかかわっていたことがわかる。このころには、こうした派遣業務も回を重ねていたであろうから、これらの役職もほぼ基本的なものであったろう。なお、この書上には「伊豆石

場」とあるが、翌一九日付の小河氏宛の東蓮寺藩主黒田高政書状(『前掲書』)に今回の「真鶴石場」での作業についての打診がなされていることから、今回の石切りに真鶴の石丁場も含まれていたことは明らかである。さらに、もう一つの支藩である秋月藩においても、同じ寛永一二年に桜田・鍛冶橋両門石垣の普請が課せられたため、やはり真鶴にて石を切り出したことの記録が残っている。藩の年譜である『秋城御年譜』の寛永一二年の項に「早速御家来数人伊豆国真鶴江被遣、右仕置被仰付、惣頭取吉田齋之助、真鶴石場奉行御者頭阿部惣左衛門・畑源左衛門江被仰付」(『甘木市史資料』近世編第一集)とあるように、惣頭取吉田氏の指揮のもと、石場奉行阿部・畑両氏による真鶴一帯での採石をうかがい知ることができる。

ところで、現在の真鶴駅の裏手にある浄土宗湊上山西念寺には、筑前国福岡藩主黒田長政の没後一三回忌にあたって建立された供養塔が現存している。これは、先述した黒田家家臣小河織部正良が、主君の冥福を祈って建てたものである。この小河氏については、後述する安政六年再建の「石工先祖碑」にもその業績が刻まれており、同氏は石工七人らとともに真鶴を訪れ、岩村の小松山に「口開丁場」を開設したという。いつから口開丁場と呼ばれるようになったのか、はっきりとした年次は確定できない。口開は物事の始まりを意味する言葉であるから、慶長一一年の普請当初から長政によって開設された丁場を指していることは間違いない。小河氏の活動時期を寛永十年代と考えると、口開丁場と名付けられたのもこのころであったのかもしれない。

厳しい石切法度

では、こうした大名丁場における石切りの様子を別の視点で見してみよう。石切り出しの命を受ける江戸へも別動隊が派遣されていたから、それらを含めた経済的負担は尋常ではなかった。これらの人々は、以後住み慣れた領地を遠く離れて長期間作業をするのであるから、現場を指揮する奉行たちは人員の統制管理には最大の注意をはらったと考えられる。一体、家臣団を除けばその他はほとんどが自領内から引き連れてきた農民たちであった。長旅によるストレスから大小のトラブルは絶えなかったであろうし、他国の人足とも接触することもあったはずだから、当然人足たちの間でも喧嘩は多かったのが現場の実状であったろう。こうした大名採石の現地の様子はどのようなものであったろうか。

江戸城普請もすではじまっていた慶長年間、萩藩毛利家は普請助役のために、他の大名らとともに伊豆の石丁場にて採石を行っていた。関ヶ原の敗戦後、大幅な減封の憂き目にあった毛利家は、その痛手を癒すひまもなく大名普請に必死に取り組んでいた。この時採石にあたった萩藩毛利家の史料には、伊豆へ赴く家臣らに対し

て発せられた法度書が残されている（『大日本古文書』毛利家文書No.一四六三）。真鶴に直接関係する史料ではないが、当時の大名の現地における対応をみるのに興味深い史料であるので、以下その内容をみることにする。

この法度は、一六一二年（慶長一七）七月二四日付で、毛利氏が現地の奉行であらう家臣の木原左近允ほか二人に宛てて発給したもので、全部で二三か条からなっており、その大まかな内容をみると次のようになっている。

- ① 船が航海中の間は、一切上陸してはならない。組の者に堅く申し聞かせよ。
- ② 上方においては、町歩きをしてはならない。
- ③ 見物は禁止する。
- ④ 宿銭・駄賃は公儀の定めを通りきちんと調達せよ。
- ⑤ 万事濫りな振る舞いのないようにせよ。
- ⑥ 喧嘩口論はしてはならない。
- ⑦ 石場が定まったら、小屋掛けをせよ。
- ⑧ 普請作業は、朝六ツ（午前六時ころ）から夕六ツ（午後六時ころ）までとする。
- ⑨ 石の大小によって、鑿の穴数を決定せよ。
- ⑩ 日々の割当て人数は、横目役の者が指示すること。
- ⑪ 石切りの道具は大切に取り扱い扱え。今回は三〇〇人分の道具を用意しているから、頭の者は過不足なく分配せよ。
- ⑫ 今回派遣した三〇〇人は、三人の頭が一〇〇人ずつ監督し、道具も三等分して分け与えよ。
- ⑬ 石には印をつけ、来年派遣する奉行が石の善悪を確認しやすいようにしておく事。

前半の六条は、人足に対する心得といった内容であり、後半七条は現地での石切り作業監督に際しての注意が記されている。現地での小屋掛け、作業時間の指定、石切り道具の給付などの記述は、具体的な作業の様相がわかる点において大変興味深い。三〇〇人という人員数の規模についてはなんともいえないが、現場の奉行たちはこれらの飯料や宿所の手配にも奔走していたであろうから、いずれにせよこうした石切り人足たちの管理は決して楽なことではなかったであろう。

なお法度中に「横目役」の名がみられるが、これは奉行のほかに、彼らの業務を監視するいわば目付役として派遣された役職であったと思われる。具体的な地位は明らかではないが、おそらく石場奉行に準じた地位の役職であったのであろう。毛利氏はこの条々とは別に、横目衆にも奥書をしたため、その監視の徹底と正確な業務内容の報告提出を厳命している（『前掲書』）。彼らの監視下にあった奉行たちの心境も、すこぶる戦戦恐恐としたものがあつた。

「永代日記」に 前に述べたように、江戸城普請は、まぎれもなく真鶴の石材業の確立への端緒となった。これみる石商売 と並行して、江戸に集住する各大名たちの江戸屋敷の建設に代表される江戸の町造りも徐々に進められていくが、それらの建築用や観賞用としての石材の需要はますます高まっていく。この過程においても、真鶴を中心に産出される小松石は、礎石、敷石、墓石、庭石はもとより、末端においては江戸町民による民間用の資材に至るまで、極めて多方面にわたって供給されていた。公儀や藩の御用石とともに、石が江戸を中心とした商売用としての価値をもつようになるのもおそらくこのころであつたと思われる。大普請が一段落した後石材業の様子を見てみよう。

一六三三年（寛永一〇）から小田原藩主となった稲葉正則の行動を公私全般にわたって記述した「永代日記」

表2 稲葉氏「永代日記」にみる石材関係記事

年 代	西暦	内 容
慶安 1. 3. 14	1648	根府川にて石を見る
11. 6		西ノ丸中仕切の石垣普請
12. 23		
慶安 4. 3. 5	1651	上野御宮に石灯籠を献上する
8. 27		上野東叡山寛永寺仏殿造営の石切御用拝命につき石切改めとして高村作右衛門を片浦に派遣する
8. 29		石切奉行高村作右衛門、石切51人に真鶴村五味伊右衛門を添えて派遣、石切金15両を拝借する
9. 20		根府川へ赴き、石切出しの現場を視察する
承応 3. 7. 8	1654	江戸八丁堀にて根府川石の密売が発覚、小野甚太夫に調査を命じる。西筋代官、根府川村名主を尋問する
7. 11		以後の家中・町人宛の石の記録を厳命する
7. 18		八丁堀石屋善左衛門に石を売ったことが判明、以後不審な石の報告を岩村に申渡す
明暦 1. 3. 11	1655	紀州参議熱海湯治の随伴者板垣ト斎が根府川石拝領を願ひ出る
9. 1		禁中御庭造営につき根府川石100枚御用となる
9. 21		禁中御庭用の根府川石の真鶴湊からの積み出しを命じる
12. 27		公儀御用石を片浦から切出すよう老中より達しが出、郡奉行に示達する
明暦2. 閏4. 25	1656	酒井讃岐守が根府川石を所望する
閏4. 30		道範様が八右衛門殿宝塔用の玉垣石を所望、岩村名主・石切に通達する
7. 17		江戸木挽町の埋立てが終了したので石垣石2000本を真鶴にて切出すよう命じる
11. 5		来年の公儀奥方普請用の溝石献上につき、見積りを岩村・真鶴村に命じる
11. 20		来年の江戸城本丸普請御用の真鶴石8400本の請負を江戸町人・与左衛門・勘兵衛が申し出る
11. 29		来年の江戸城本丸・奥方普請用のかつら石 300 本の献上目録を老中へ送る
12. 6		江戸城普請用かつら石30本の追加を命じる
12. 22		来年の江戸城本丸作事用切石 705 本の御用につき、根府川・江之浦に老中奉書などを遣わす
万治 3. 2. 17	1660	塙宗悦が根府川石25枚所望につき許可する
寛文 1. 7. 27	1661	酒井雅楽頭が根府川石11枚所望により進上、竜口まで届ける

第2章 石材業の展開

年 代	西暦	内 容
寛文 2. 2. 27	1662	荻山安右衛門が木挽町屋敷用の築石調達のため小田原へ赴く、普請用石 200 坪ほか栗石などの調達を指示する (3/14栗石50坪追加)
5. 2		尾張藩家臣浅田十郎兵衛が根府川石20枚を所望、築地にて渡す
6. 2		東八丁堀石屋彦右衛門・庄五郎が左馬頭様入用の真鶴石を先に切出したい旨を願い出る
6. 8		酒井空印所望の根府川石雉子橋に到着する
8. 23		川窪与左衛門に根府川石15枚を進上する
8. 24		築地屋敷の石垣が完成し、石屋久兵衛手代らに祝儀が下賜される
寛文 3. 10. 30	1663	豆州多賀村四郎兵衛が江戸堺屋三左衛門より発注の大割栗石切出しを行わず、町奉行に訴えられる
寛文 6. 10. 16	1666	石屋亀岡久兵衛が紅葉山仏殿修復につき石切出しを願い出る
延宝 4. 9. 17	1676	松平陸奥守芝御屋敷普請につき小田原石大中小8000本・根府川石157枚所望する
10. 7		松平陸奥守芝御屋敷用の小田原石が到着する
11. 3		浜屋敷用の庭石13本松平陸奥守へ進上する
12. 12		鷺伝右衛門が根府川石 3 枚を拝領する
延宝 5. 2. 18	1677	鷺伝右衛門が根府川石拝領を願い出る
延宝 6. 2. 29	1678	渋谷屋敷入用の居石につき根本半弥より書付を小田原に送る
延宝 8. 11. 25	1680	小田原にて調達の石・材木など小普請方の覚書を御子様方・各屋敷へ通達する
天和 1. 3. 28	1681	敵有院 (4 代家綱) 仏殿へ献上の地盤石・灯籠が完成し、上野に運ぶ
5. 11		高敵院 (家綱室) 仏殿へ献上の地盤石・灯籠を運ぶ
9. 9		紅葉山仏殿石垣普請の献上石を去る 5 日真鶴より積み出すも天候悪化のため延引する
天和 2. 2. 30	1682	昨日の出火による屋敷修理に小田原石の使用を指示する

には、江戸城普請以後の相模西部における石切業の状況を伝える記事が幾つか残っている。その主なものを抽出すると表2のようになる。採石地名が明記されていない記事もあるが、小田原藩の記録であるから、真鶴近辺の採石であることは間違いない。これを見ると、真鶴石・根府川石・小田原石といった産地別の呼び分けがすでになされている。石の用途

も、江戸城補修用の石材をはじめ寛永寺など寺院の宝塔・仏殿用や禁中御庭用の石などが切り出されており、また大老酒井忠勝や老中酒井忠清といった幕閣の要職にあった人物からの注文もあるなど、かなり多方面にわたる石切御用があったことがわかる。また、幕府御用達の石工棟梁として名をはせた亀岡久兵衛の名がみられるなど、記事の内容も多彩である。これらの記事の中から、一六五四年（承応三）に起きた根府川石の密売事件の顛末についてふれておく。

承応三年七月、真鶴に隣接する根府川（小田原市）にて産出される根府川石が、江戸において密売されていた事件が発覚した（『資料編』近世No.25）。これによると、同月八日、江戸八丁堀にて売られていた多数の根府川石のなかに、藩公認の正式なルートを介さずに売買されていた石があったらしく、それが藩の詮議をうけたというのである。藩側がどのようにして密売の事実を察知したかについては、この日記は具体的にふれていないが、ともあれ藩側はこの一件をかなり危惧したようで、今後このようなことが起こった暁には厳しく処罰すると厳命している。この密売石材の出所について調査が開始され、江戸の藩屋敷と小田原との間で連絡が頻繁に交わされたのはいうまでもない。特に岩村・真鶴村には真っ先に詮議の目が向けられたようで、名主に対して尋問せよとの指示が出されていたようである。

翌九日、早速西筋代官らが根府川・岩・真鶴に赴き尋問したところ、現地においては石の数は当然帳簿に記された通りに出しているが、積み出すときに一、二枚目を盗んで積み込んだとしても確認のしようがない、我々の知る限り一枚も出ていないと弁明した。そして、とにかく石を積み出すのにきちんと断る者もいるし、断りの無い者もいる現状だから、江戸に運んでいったとしても調べようがないというのである。このあたりの現地の対応は、当時の石切りの管理のあり方の一端がうかがえて興味深い。

さらに記事は続く。一日には根府川村名主の答弁をうけて、今後は名主が手形を通して嚴重にチェックすること、たとえ小田原藩家中の者や町人が採取するときも名主がしっかりと帳簿を作成して監督することなどを申し渡した。一八日には、調査もすすみ、疑惑のかかった石二枚が去年の四月に岩村の石丁場で切り出され、岩村名主権兵衛の了承のもとに金三兩二分で売られたものであることが明らかとなった。ところが、それは藩側の知るところではなく、いつのまにか江戸の石屋善左衛門に売られていたという。権兵衛は、その四月当時に積み出した五本の石の詳細および積み出し人について報告し、おなじ八丁堀の石屋庄大夫に売ったものでその後の所在についてはわからないと答弁している。

これら一連の事件の記録は、日記という史料の二次的な性格もさることながら、ほとんど史料が残っていない江戸時代前期の石切りの実態を知るにきわめて示唆的である。

あたりまえのことであるが、江戸城普請以後も、真鶴においては依然石切りは継続されていた。ただし、江戸城普請など築城用材が中心であった慶長・寛永期と異なり、以後はその石需要のあり方もかなり多彩なものとなっていた。江戸の町割りのすすむ中で、大名屋敷の建設や寺社の造営から橋梁道路の普請、民間住居の家作に至るまで、資材としての石の需要は多様化していった。岩・真鶴・根府川といった良質な石材を有する村々の繁忙さがうかがえる。日記自体が藩の公用記録であるからか、民間需要の石材の具体的な姿は現れてこないが、御用石のみに限らず商売用としての石切りもかなり行なわれていたと考えられる。はっきりとした時期は断定できないが、江戸城普請をきっかけにして石商売も本格化したであろうことは想像できる。石は、売手とともに買手の存在があって、はじめてその商業的価値が発生する。この事件で名前の出た石屋善左衛門や庄大夫は、江戸にてこうした石材売買を担っていた者たちであった。石屋は、時に応じて幕府や諸藩の御用石の注文を請け負った

り、江戸で一般に売るための石材を切り出していたのであろう。彼らの手を通して石はその最大の消費地江戸の需要にまわされていた。この当時においては、すでに石を切り出し積み出す者と、その石を買い受け販売する者との販売体制がある程度確立していたといえる。

ただし、その関係も決して純然たる私的なものではなく、あくまでも小田原藩公認においてのみ存在し得たことは注意しておきたい。藩に無断で石を切り出し売ることは御法度とされたのである。商売用に切り出された石材は、まず名主によってその形状・種類・本数が記録され、それを藩の役人に提出、了承を得たうえで村が用意した石積船で江戸に運ばれる、といった手順をふまなければならなかった。

ここで注意しておきたいのは、稲葉氏の入封以後小田原藩が領内の石切業の統制に積極的に乗り出していた節がうかがえる点である。先に、真鶴での石切りが番城（天領）時代において顕著となる傾向があることについて述べた。しかし、一六三二年（寛永九）に稲葉氏が入封してからは、領内での石切りの統制は同氏の手に乗ねられる。稲葉氏の領国経営の特徴は、領内の生産力の徹底した掌握に求められる。寛文年間の明細帳の記載内容にもその姿勢がうかがわれるし、寛永・万治の領内総検地施行はその積極的な意図を示すものといえる。そのような一連の動きの中では、当然領内の石材業も統制の対象となったはずである。また、一六五八年（万治元）に稲葉正則は老中に就任するが、幕閣としての立場上、領内からの石の流出に対してこれまで以上に気を配らねばならなかった。こうした事情から、稲葉氏は領内における石材業の管理統制を強化する必要があったと考えられる。承応三年の密売事件を含めた「永代日記」にみられる石関係の記事は、そうした藩の政治的意図のあらわれであったとみることができる。

石屋善左衛門

ところで、密売事件に登場する石屋善左衛門は、戦国時代から石工棟梁として活躍した板橋村石屋善左衛門の末裔であった人物である。一八〇三年（享和三）一〇月の善左衛門の「由緒書」（『小田原市史』史料編近世Ⅲ №82）によると、北条氏治下においては関八州の石切棟梁に任じられ、北条家の城普請に際しては岩村に屋敷を設けて拠点とし、石切りに従事していたという。

北条氏滅亡後は一時浪人となるが、のちにその才覚が家康の目にとまり、召し抱えられるとともに石屋善左衛門と名を改め、数多くの石切業の采配を振るうこととなる。慶長年間にはじまる江戸城普請にもその才を遺憾なく発揮し、駿河・伊豆・相模三国にまたがる山々の石の切出しはすべて石屋善左衛門の指揮のもとで行なわれたという。この時善左衛門は江戸日本橋に屋敷を拝領したが、現在の築地付近である旧小田原町の地名の由来となっている。採石の指示がどのように下々に伝えられたかについてはよくわからないが、石工棟梁である石屋善左衛門にまず石切りの命令が下り、以下各村の名主を通して石丁場に採石の割り当てが逐次指示されていたと考えられる。真鶴の石丁場もその指揮の下に含まれていたであろう。

江戸城普請とあいまって、善左衛門はその後、善左衛門一人では御用を勤めることが困難になったため、青木善三郎・五味伊兵衛・中野弥三郎の三人が、石切りおよび石積み送りの廻船御用をうけもつことになった。彼らは江戸深川に移り、石材運送の廻船問屋を営んだという。江戸の発展にともなって、八丁堀の石屋善左衛門も、戦国期の石工棟梁という権威的な存在から、むしろ江戸にて広範に石商売を経営する商人としてその姿を変えつつあったのかもしれない。

第二節 変わりゆく石材業

その後の大名 前述したように、江戸城の普請は慶長一一年にはじまり、寛永一三年に最後の大修築が終了した。以後修築工事は幾度も行なわれたが、江戸時代を通じて、江戸城の規模はほとんど変化もなく幕末に至っている。これによって、江戸城の普請も一応完成の域に達し、その他外郭などの修築工事も終了するともなう。真鶴一帯をにぎわした採石も一段落ついたと思われる。各大名たちや家臣・人足たちも次第に引き揚げ、頻繁に行き交っていた石積船も姿を消し、真鶴は徐々に落ち着きを取りもどしていったことであろう。各石丁場には搬出されなかった石材があちこちに置き去りにされ、採石跡もそのままの状態で放置されていたと思われる。

しかし、石切りのために訪れた大名とのかかわりは、採石が終わったからといって、これで断ち切られたわけではなかった。大名たちには、またいつ何時普請の命令が下されないともかぎらないのである。したがって、今回採石が終わった石丁場も何等かの形で維持・確保しておく必要があった。こうした丁場の事後処理は、概して現地の手に委ねられるのが一般的であった。これら放置された石丁場の管理は、現地の村役人たる名主に依託されたのである。これは近世を通じて代々受け継がれる役職であったらしく、管理者は幕府や大名からの要請に応じて石丁場の状況を逐次報告した。真鶴地方において採石した各大名のなかで、尾張藩管轄の石丁場については、江戸時代を通じて二度の預かり石の報告が残されている。

一六九七年（元禄一〇）八月、岩村の弥五四郎ほか二人の石丁場預かり人たちは、村内の尾張藩管轄の小松原

丁場・丸山丁場に保管されている石材の種類や数量を書き上げている（『資料編』近世No.81）。平石など合わせて五二二本の石材が計上されているが、内四六二本は今回藩側に提出すると記されている。また、地面に埋没してしまった石材もきちんと把握しており、草木が繁茂してはいるが、いざ普請がはじめられても支障の無いことも述べられている。現地においても常時細心の注意を払って管理がなされていた様子がうかがえる。事実、これより五年前の元禄五年、岩・吉浜・鍛冶屋村のかかわる刈敷場が野焼きにあった際に、ここにあった尾張藩と紀州藩の預かり石に野火がかかった騒動があった（『真鶴町指定重要文化財総覧』上巻四八頁）。このような不祥事も逐一江戸の藩邸および小田原藩に報告するよう義務付けられていたこともあり、こうした事情ともあいまって、現地においてはその管理に必要以上に神経をつかっていたと思われる。

この報告から二八年後の一七二五年（享保一〇）九月、岩村は再度尾張藩丁場について二度目の書上を提出している（『資料編』近世No.84）。これは前よりもかなり詳細なもので、丁場数も一気に九か所となっている。これによると、丁場は小松原・丸山に加えて玄蕃・久津海・橋之上・宇当坂・高・打合・巻之上の各丁場の名がみられる。史料は、一六八〇年（延宝八）改め時の石材八七八本および一六五七年（明暦三）預かり分の四二九七本の二部構成の石材勘定がなされており、それぞれ一六九七年（元禄一〇）・一六五八、九年（万治元、二）度の御用引取による提出分と残数が石の種類別に書き上げられている。前掲元禄一〇年の書上は部分的なものであり、この享保一〇年の書上が、江戸城普請以来の岩村内にある尾張藩管轄丁場のおよその概観をあらわしていたと思われる。なお、史料にはこれより五五年後の一七八〇年（安永九）二月に行なわれたとみられる丁場改め時の付箋も付されており、定期的にはいえないまでも、改めがある程度の期間をもつてなされていたことがわかる。

史料は、延宝八年当時預かっていた石材八七八本の種類別本数にはじまるが、ここから元禄一〇年に提出した

表3 延宝～元禄期尾張藩丁場預かり石一覧

	延 宝 8 年改	元禄10 年引取	残 石	丁場名	安永 9 年改
平 石	345 ^本	147 ^本	178 ^本	小松原	不 明
			20	久津海	不明(海中カ)
三尺石	167	133	34	小松原	不 明
大角石	32	30	4		
小角石	2				
大脇石	66	12	54		
小脇石	33	16	17		
升形石	230	124	106		76本不足
岩岐石	3	0	2		1本不足
			1	丸 山	
計	878	462	416		

石材四六二本の数量は、先の元禄一〇年書上の数量と一致している(表3)。さらにさかのぼって、一六五七年(明暦三)時に預けられていた石材四二九七本の内訳、およびその中から万治元、二年に御用として提出した一三八七本の内訳を記載し、差引き二九一〇本が現在管理している石材として、それぞれの丁場ごとに内訳が書き上げられている(表4)。二部に分けられているのは、預かり時期などの違いによる管理の煩雑化を避けるためであろう。単なる享保一〇年現在の記録にとどまらず、過去の記録にも遡及しているところを見ると、丁場改めや石の管理がかなり厳密に行なわれていたようである。

特に、安永九年の改めにおいては、享保一〇年の記録と細かく突き合わせている。「土中ニ埋候哉相見不申候」「海中え入候哉相見不申候」「畑脇石垣下水溝等ニ埋」などの文言は、五五年の歳月がいかに長いものであったかをうかがわせる。長い年月は、保管されていた石材自体はもとより、石丁場全体の様相も大きく変貌させてしまったのである。また、現地の感覚ではまだ未確認の石材も多いと感じたのであろうか、もっと人手をかけて調査すればさらに確認できるとも記している。

第2章 石材業の展開

表4 尾張藩丁場万治2年以降預かり石一覧

万治2年以降預かり分			安永9年 改め時		万治2年以降預かり分			安永9年 改め時	
丁場名	種 類	本数	不足	事 由	丁場名	種 類	本数	不足	事 由
小松原	角 石	1	無		宇当坂	角 石	1	無	
	角脇石	1	無			角脇石	1	無	
	升形石	11	無			升形石	10	無	
	平 石	347	307	土中埋 没		平 石	57	無	
	三尺石	1106				大平物	1	無	
	大平物	2	2	不 明		計	70		
	計	1468	309						
丸 山	角 石	1	無		高	角 石	1	無	
	角脇石	19	無			角脇石	3	無	
	升形石	50	5			升形石	13	無	
	平 石	246	360			平 石	145	無	
	三尺石	159		計		162			
	大平物	3	2		打 合	平 石	442	無	
	計	478	367	計		442			
玄 蕃	角脇石	7	無		卷之上	角 石	1	無	
	升形石	18	無			升形石	6	無	
	平 石	7	無			平 石	78	無	
	三尺石	81	無			三尺石	73	無	
	計	113				計	158		
久津海	平 石	3	3	海中没	総 計		2910	679	
	計	3	3						
橋之上	升形石	6	無						
	平 石	10	無						
	計	16	16						

これらの石材は、こうした書上を作成する間にも需要に応じて適宜搬出されていたようで、史料中にも万治元年・元禄一〇年のほか、寛政四年にも石材の積み出しがあったことが付記されている。おそらく、小規模なものも含めればかなりの回数、積み出しが行なわれていたと考えられる。そして、その都度現地の預かり人たちは積み出す分の石材の書上を作成していたのであろう。江戸城の普請は一息ついたとはいえ、藩の江戸屋敷の家作にも石材は必要であったし、年月の経過とともにそれらの修復もなさねばならないわけであるから、決してその需要は途絶えることはなかったはずである。いつ課せられるかわからない幕府の御用普請に加え、自らの石需要に備えて、江戸にも近いこの採石拠点はぜひとも維持確保しておく必要があったのである。そして、それはそれらの石丁場管理に奔走した現地の人々にとって、大名家の御用を仰せつかったという誇りをもたらし、反面、一方ではその調査のために多大な時間と労力を強いられることとなり、経済的かつ精神的にも大きな負担となったことであらう。

動揺する石材業

真鶴での石切りは、まさに基幹産業としてその後も様々な需要に応じて続けられていった。石商売によって得られた利潤は真鶴の人々をうるおし、また新たに丁場も開設されるなどして、ますます発展の様相を呈していったことであらう。今も残る俗諺に、「石屋は豆腐の皮をむいて食う」というものがあるが、時代は違えどもまさにこうした当時の盛況振りをほうふつとさせるものがあつた。

しかし、江戸時代全般を通じて、恒常的に安定した経営がなされたわけでは決まらなかった。特に現地の人々にとって、もっとも危惧されたのは、石の注文が低迷することであつた。そもそも、石は比較的耐久年限の長い建築材であるから、建築需要もある程度のピークを過ぎれば次第に下降線をたどることになる。まったく途絶えるとはいえないまでも、その注文が少なくなることは、まことに憂慮すべき事態であつた。

さらに、内部に目を向ければ、石丁場の増加も大きな問題であった。江戸時代の半ばになると、真鶴近隣の村々も石切業に進出するようになり、石切業の独占を脅かしていったのである。こうした問題が、真鶴の石切業に確実に鬱積しつつあった。

一七世紀末、岩村の石切業に早くもその窮状があらわれはじめた。というよりも、事態はもっと以前から露呈しており、もはや深刻な状況であったというべきであろうか。一六九一年（元禄四）九月、岩村名主惣左衛門ほか三役たちは、小田原藩郡奉行に宛てて一通の口上書を提出した（『資料編』近世No.80）。文面には以下のような内容が記されていた。「稲葉正勝様が小田原に入封したところから岩村は石切りに際して藩に運上（雑税）を差出したことはありませんでした。その上、藩の御用の石は一般の商売石の値段よりは下値に取り扱っております。ところが、一三年前の正則様の時に、江戸の石屋庄太夫なる者が、石切りを請け負うにあたって藩に運上金を出すことを決めてしまいました。そのため、以後庄太夫が石切りをするにあたって、請け負う石材の十分の一を彼に渡さなければならず、しかも石の寸法まで替えたりするので、採石作業はおろか石の船積みにも支障を来しております。そこで、請負分の内、来年の暮の運上を免除していただきたい。」

稲葉正勝が小田原に入封した一六三二年（寛永九）には、まだ運上がなかったと述べているのであるから、それほど藩の締めつけも厳しいものではなかったのであろう。しかし、一六七八年（延宝六）に江戸の石屋庄太夫が石切りを請け負うようになってから事態は一変した。詳しいいきさつや背景はわからないが、彼は運上というパイプをもって藩と丁場の間に入り込み、石の積み出しを一手に引き受けるようになってしまった。そのため、丁場を抱えた岩村には新たに運上という負担も背負い込むことになったのである。石屋など江戸商人の進出が単なる石取引の枠を越えて、従来の村々の得分を次第に侵すようになっていく過程をみることができる。しかし、

なによりも岩村にとってもっとも恐れたことは、長年続けてきた従来の石切りの慣習やしきたりといった地元の領域が、彼ら外部の商人によって侵されていくことではなかったらうか。そうした危機感の背景には、当時石の注文が激減していたという現実的な問題があったことも見逃せない。口上書の前半部分ではこうも述べている。

「岩村の堅石については、前にも申し上げたように、九〇年以前から磯辺にて少しずつ切り出し、五、六十年以前には丁場も数十か所あって商売をしておりました。三十八、九年前より十八、九年前までは石切りも盛況であったので、丁場も五十六、七か所ありました。ところが、それ以後は石も注文が減るとともに丁場も三四か所になつてしまいました。」

九〇年前すなわち江戸城普請のころは、船積みに都合がよい海辺沿いの岩場から切り出していたが、石材需要の隆盛にもなつて丁場数が徐々に増加していった。しかし、その後次第に石も売れなくなり、閉鎖する丁場も多くなつていったという。しかも、「前度書付を以て申上候通り」の文言が三度もみられるように、こうした石材業の不振を藩に訴えたことはこの時がはじめてではなく、それ以前からこの問題がかなり表面化されていた節も読みとれる。この石需要の減少は、明らかに江戸の町造りが一段落して、注文が減ったことによるものである。いわば、必然的ななりゆきともいうべきものであった。真鶴村を含めた近隣諸村の石丁場も、こうした問題を少なからず抱えていたのであろう。以後、年月が経過するにつれて、この問題は一層深刻化することになるのである。

石丁場経営

の低迷

石材の注文が減少するにつれて、石丁場における仕事の様相も大きく変化した。活況を呈していた石丁場も閉鎖されるもの（揚^{あがり}丁場という）も多くなり、地元の人々の精神的打撃も大きかったであらう。かといって、突然大口の注文がくるやもしれず、ましてや御用の石材であればなおさらその対応に苦

慮せねばならなかった。こうした予測できない石材の需要の変動は、石丁場をもつ村々を容赦なく翻弄した。

先の口上書から二四年たった一七一五年（正徳五）四月、岩・真鶴・福浦・吉浜・門川・鍛冶屋の六か村の名主・組頭は、行き詰まった石丁場経営の窮状を藩の役所に訴え出た（『資料編』近世No.82）。それによると、この度岩村ほか五か村は、御用築石二〇八一本を出すようにとの命令に対し、まずはその代価の見積りや出荷の日時を提出するようにとの指示をうけた。しかし、この時点で村々は、もはや石の切出しができる状態ではなかったのである。「前年の春から御用石の積み出しはストップし、江戸表での商売石もまったく売れないありさまで、しかも米の値段も高騰していることもあって、もはや石切業では生活できない」状況だったのである。たとえ切り出した石材を、少しばかり船積みして江戸に送ったとしても、結局江戸でさばくことはできない。そうした状況に追い込まれた村人たちは、石切りを捨てて薪を売ったり漁師もしくは日雇の仕事につくなどして生活しているが、しまいには石切りに使っていた道具までも売りに出す始末で、とてもこの度の御用石の出荷ができる状態ではないことを訴えている。そのため、今回の御用石については、石の代価・運賃を一般の商売並みにしてほしいこと、石材切出しに際して支度を整えるための準備金を前金として貸してほしいことの二点を藩に嘆願したのである。

ここにいったって、丁場の存続はおろか人々の死活問題にまで事態は切迫していた。石切りに携わる人々にとってなによりも大切な石切り道具まで売らねばならなかったことは、いかに苦しい状況であったかを切実にあらわしている。もちろん、こうした嘆願書の類が概して誇大な表現を使うことも斟酌しなければならぬが、内容としてはかなり現実に近いものではなかったかと思われる。

石切りから漁

業への転向

石切りの仕事も行き詰まり、人々は落ち込んだ石材業に見切りをつけ、別の生業に活路を見いださねばならなかった。とはいっても、長年石切りの仕事に従事してきた人々にとって、新たな生き方をみつけることは容易なことではなかった。

特に、岩村の人々は江戸時代初期から一〇〇年近く石材業主体の生活を送ってきたせいか、その被った反動とリスクは軽いものではなかったであろう。乏しい田畑をあてにできない彼らにとって、最後の頼みは海に出ることすなわち漁業渡世であった。もちろん、海付きの岩村において漁業に従事する者がいなかったわけではない。事実戦国時代からあわび漁が営まれていたことも確認されているし、江戸時代に入っても將軍家への献上品としてあわび漁は盛んであった。しかし、岩村の人々にとって漁業から遠ざかったこの一〇〇年は予想以上に長い年月であった。漁法や漁のしきたりから、漁の道具や船にいたるまで、漁業のすべてが失われてしまっていたといっても過言ではない。そうした人々にとって、再び漁業に戻るということは、生活様式の急変とともに大きな決断を迫られることでもあった。そして、それは新たな紛争をまねくことともなるのである。

岩村ほか五か村が御用石出荷の前借金を嘆願した一件からわずか半年後の一七一五年（正徳五）一〇月、岩村はついに漁業渡世への転向願いを藩に提出した（『資料編』近世No.35）。これは、岩村地先での漁をはじめにあって、古船・古網など諸道具を整えて漁法を習得することの許可を願いだしたものである。しかし、この願いの筋について異議を申し立ててきたのが、隣の真鶴村であった。岩村が漁業に進出することは、真鶴村の漁場における既得権を侵すことでもあったからである。

この両村の漁場をめぐる関係はやや複雑で、正確な時期はわからないが、「岩村支配之浦」つまり岩村の地先の海は、以前から真鶴村が漁場の権利をもっており、諸々の漁法をもって漁を行なっていた。これは、岩村が石

材業中心に移行するにあたって、どちらも同じ小田原領分であることもあって、岩村地先での真鶴村の漁を認めていたという経緯があった。真鶴村にとってみれば、たとえ岩村地先の海とはいえ、相手の了解のもとで少なくとも数十年漁業を営んできたのである。そこには、真鶴村が長年培ってきた漁業の様式があったはずである。そこへ、石材業が不振だからといっていままら漁業に復帰されても、といった真鶴村側の気持ちもこめられていたのであろう。

この岩村の転向願いの結末を直接示す当時の史料は見当たらないが、これより一三〇年たった一八四四年（天保一五）に出された、やはり同じ漁業渡世願いをみると、岩・真鶴両村入込みにて漁を行なうようにとの裁決が下されたことが記されているから、それほど時間がかかることもなく岩村の漁業参入が認められたようである。

宇佐美村の 石材業進出

元禄～正徳年間の岩村の石切業の衰退についてはすでにふれた。江戸時代初期以来、順調に経営がなされてきた石商売もようやくかげりをみせはじめ、石切業もその転換をせまられたのである。そんな折、真鶴一帯の石切業を動揺させる一つの事件がもたらがった。

一七二五年（享保一〇）五月、豆州宇佐美村が石丁場を開設し石商売を行なっていたことに對し、岩・真鶴・根府川・福浦・吉浜・門川の六か村が小田原藩にその中止を願ひ出たのである（『資料編』近世No.83）。宇佐美村は切り出した石を、江戸八丁堀の石屋三郎左衛門方へ積み出していった。それ以前にも、宇佐美村の石は江戸の石屋半四郎が、廻船二、三艘によって石の積み出しを行なっていたことがあり、地元の石切りたちよりの反対があったため中止された経緯があった。しかし、この度宇佐美村真木問屋六左衛門という者が、独自に江戸との商売をはじめたため、石方六か村の石商売から業者が離れ、取引が滞ってしまったのである。願書によると、宇佐美村の石材業は、船持ちの者二、三人が石を切り出しはじめ、各地を渡り歩く石工たちを多数雇い、従来から盛ん

であった薪の江戸輸送に便乗して石も運び出していたという。この独自の商法によって石材の値段が相当下がったのであろう、六か村側の石に買手がなくなってしまった。特に六か村にとって痛手なのは、ここ近年の江戸の石需要が低迷していたことである。江戸の建築物も段々簡素になり、質・量ともに石材の売上げが大きく減少した。そのため、石商売以外に渡世の道がない六か村にとって、宇佐美村のような新規の参入は絶対に避けねばならなかったのである。六か村としては、前回反対した時はうまくいったのだから、今回もという期待があったのであろう。

ここには、旧来の石商売の枠にとらわれ、いまだに石商売の変化を先読みできない六か村の姿をみることができる。石商売が斜陽を迎えていたことは、前述した元禄四年口上書や正徳五年嘆願書などの段階ですでに自覚されていたはずであった。にもかかわらず、石商売のあり方を変えられず、旧態に固執し続けたのである。

ところで、願書にもみられるように、この岩村を含む六か村は、石丁場をめぐってしばしば対立することもあった村々であるが、他村が新たに石丁場を開こうとするときは、一致協力して事に当たっていた。江戸時代後半の古文書に散見される、岩村を惣代とした「石方六か村」はこの六か村と同質のものであったと考えられる。資料によっては、福浦村・鍛冶屋村の代わりに根府川村・江之浦村が入っていたりするが、やはり六か村という数字上の違いはない。いずれにしても、これらの村々は古くから石切業に携わってきたという長年の伝統と誇りをもっていた。この六か村というまとまりがいつ成立したのかははっきりしないが、石の価格や採石量を取り極める経済的な組合組織というよりも、むしろ伝統を基調として精神的に結束した仲間という性格が強いように思われる。新規に石材業に参入する村々に対する自己防衛として、それぞれの確執を越えて団結した一つの抵抗の姿であった。江戸時代中期以降、石丁場経営の低迷がすすむ状況下では、外部との交渉にあたる際にはこうした伝

統を誇りとした団結が必要となったのである。

第三節 江戸時代後期の石材業

不振の続く 岩地区の土屋家所蔵文書には、一八二六年（文政九）六月に石丁場を売り渡した証文が残っている。文面は次の通りである。

入置申山証文之事

一金式分式朱也

字名口明ケと申場所不残沓ケ所_{道共}丁場并ニ

右者我等御年貢ニ差支、無抛貴殿方江売り渡シ申候所実正ニ御座候、向後脇より構ケ間敷儀申者御座候ハ、右加印之者罷出貴殿方へ少茂御苦勞相掛ケ申間敷候、売渡シ証文加印仍如件

文政九丙戌六月廿五日

岩村

売主 弥五左衛門^印

加印 佐 助^印

当村 伴藏殿

岩村の百姓弥五左衛門は年貢皆済に差し詰まったため、同村伴藏に対して字「口明ケ」にある自己の石丁場一か所を、道も含めて金二分二朱にて売り渡した。続いて、一八五五年（安政二）四月には、先の買い主である伴藏が、前に買い入れた元弥五左衛門分の丁場に加えて自身が所持していた丁場一か所をも、金一両二朱で売り渡している（同家所蔵文書）。丁場の箇所のみを抜き出すと次の通りである。

一字名口明丁場壱ヶ所 自分所持分

一同 所丁場壱ヶ所 弥五左衛門買入分

貳ヶ所共間口七間半右丁場頂通内林共

このように、己の生計がたたなくなると、自己の所持していた石丁場は売買の対象となったのである。しかも、後者の場合は明らかな転売であるから、逆に買い戻す場合もあったことは十分考えられる。

なお、ここで石丁場内部の所有の問題について付言しておく。石丁場が個人による売買の対象となっている以上、石丁場とはそこで石切りを行なう個々の人々にとっての所有物であり財産でもあることを意味する。一体石丁場は、入会地が自然物をそのまま利用する場であるのとは異なり、個々人の労力によって人為的に成立した作業場である。そのため、長い年月の間に石丁場の個別利用化は徐々に進んでいたと思われる。石丁場内部での分配規定を示す史料はほとんど残っておらず、唯一手掛かりとなるのは、今のところ岩村内の石丁場が一軒ごとに三間ずつ分配されていたという、後述する寛延二年の石丁場取り極めが確認できるのみである。しかし、丁場の間口が個々の所有を規定する基準となっていたことは、後者の安政二年証文に二か所の丁場で計七間半と明記されていることから明らかである。つまり、割り当てられた間口分の丁場は個人の所有物であり、売買もその間口のみに限って可能であったことになる。時代は下って明治期に入ると、石丁場がはっきりと所有権となり、個々人の世襲財産として、あくまでも村民の間に限った上で譲渡もしくは売買されるようになっていくという（船川豊「徳川時代に於る岩村林野慣行」『真鶴』第8号）。江戸時代の石丁場所有の問題についてはまだ検討の余地があるが、前述の売渡証文は、江戸時代末期における石丁場の個人所有を示す一つの証拠となり得る史料といえる。いずれにせよ、個々の経済上の理由で石丁場が私有物として売買され得る一面をもっていたことは確かであ

る。史料自体は、この時期どこでもみられるような普通の売渡証文である。しかし、岩村のような耕地の少ない村においては、石丁場を売ることは最後の手段であったのだろう。ここに、石切りに依存する岩村農民の困窮の深刻さをみることができる。

ところで、正徳五年に岩村が石材業の不振から漁業への転向願いを出していたことはすでにふれた。この時は、幸い真鶴村と入込みにて行なうことが許可され、なんとか漁業に復帰することができた。その後の岩村の状況はどうであつたろう。一八四四年（天保一五）正月、岩村の名主・組頭は再び石切業経営の窮状と漁業渡世願いを出した（『資料編』近世No.43）。ここには、正徳五年以来の経緯も述べられていて興味深い。なお、この願書は五年間お預けとなっており、一八四八年（嘉永元）九月、岩村は再び前よりも詳細な願書を出している。その主旨はおおよそ次のようなものであった。

正徳五年の取り極め以後漁業を続けてきたが、その後寛保年間になって江戸表での石の価格が上昇したので、次第に石切業に戻っていた。しかし、ここ二、三年は石丁場が手薄になり、以前は三五〇か所もあつた石丁場も今では三〇か所となり、他はすべて閉鎖状態である。しかも残つた丁場においても、一丁場に二人が入ればいい方である。逆に公儀の御用石の注文が増えたので、普段は手をつけない遠地の丁場などまで掘り尽くしてしまった有様である。また、少々切出した商売石もいまでは江戸での値段が下がつてしまい、売っても運賃分位にしかない。この上は前の通り漁業に戻りたい。

石の好景気にまかせて採石を続けたため、石が切り尽くされ、丁場も次第に荒れてしまったようである。三五〇か所という数字の信憑性については何ともいえないが、石丁場の乱立がかえつて丁場の荒廃を招いた結果となつたと思われる。石丁場の個別分散化が悪循環をもたらし、石丁場経営を困難にしていた様子がうかがえる。

この時期は火災による江戸城復旧工事のための御用石賦課もあり、石の切出しは多くなっているが、もはや江戸時代初期のように売れば儲かるといった状況とは、程遠い有様となっていたのである。真鶴村にとってみれば、この岩村の申し出は到底承服し得るようなものではなかった。

大体漁業自体も自然条件に左右されやすいものであるから、真鶴村の漁業も常に安定していた訳ではない。事実、一八〇九年（文化六）には近來の不漁のために小田原藩の救米代金を返納できず、真鶴村の小前百姓一同が五味清左衛門らにその弁済を依頼するという経緯もあった（『真鶴町指定重要文化財総覧』上巻二三頁）。史料上にあらわれない部分も考慮すれば、真鶴村の生業も決して順調とはいえなかったであろう。そのような状況下で岩村の漁業復帰を認めることは、真鶴村自身の死活にかかわる問題となりかねない。全体の経緯をみれば、岩村は石材業→漁業→石材業という流れを経て、今また漁業に移ろうとしていることになる。こうした度重なる出願の背景には、海に面している以上いつでも漁業に戻ってもよい権利があるという、岩村側の根強い意識があったことを示している。一見節操のないようにみえる岩村の対応も、浮沈の激しい石材業経営の中で培われた村氣質のしたたかさのあらわれであったのかもしれない。

廃れた大名丁場

江戸時代初期に開かれた大名丁場は、江戸城普請終了後は村々の預かり地となり、名主によって管理されていたことについてはすでにふれた。ここでは、江戸時代後期の大名丁場の様子について見てみよう。

一八四五年（弘化二）八月、丸山丁場を預かる真鶴村の名主五味甚左衛門は、丁場の現況について書き上げた（『資料編』近世No.86）。甚左衛門は、当時の丸山丁場の様子について次のように述べている。

・丸山丁場をいつからどんな事情で預かることになったのか、その年号や由来を記した書類もない。先年の火

災で焼失したとも伝えている。ただ、寛文年間に小田原藩に差し出した書上帳には、江戸城普請用の御用石を丸山丁場から磯辺はと場という所へ引き出し船積みしていたこと、このはと場に松平様の切り出した角石・平石が置いてあることが記されており、その書上の写も村内にある。

・預かっている丁場の間数は高さ三丈（約一〇メートル）、横二六間（約五〇メートル）、奥行八間（約一五メートル）である。

・丁場の中に松木一本、鷲木一本がある。

・丁場は小田原藩の領内にあるが、境界の杭もなく、丁場は畑に隣接している。

・丁場近辺の畑際に、放置された石が五二本あり、跡面隅脇という石で荒拵えのままである。小石の類は大部分あるが、土中に埋まっいてその数はわからない。

・丸山丁場に近い海辺は大ケ尻という磯場で、五町（約五五〇メートル）程下った所である。ただし道はなく一面畑地である。この磯は荒磯で波も強く、これまで船積みをしたことはないが、海が穏やかな時は船積みできと思う。

・丸山丁場から海辺まで川は流れていない。

・丸山丁場から採石しているが、真鶴浜の湊は船付けの具合が良い場所である。丁場から九町（約一キロメートル）程で、途中二町程丸山坂という急な坂がある。先年は丸山坂を通って日和山まで引出し、湊の東方のはと場という所へ石を引き下げ船に積んでいたと伝えている。この道筋には今も残石があり、道のりは一六町程であるが、現在は崩れた所もあって道の状態は悪い。はと場には現在も石が充分放置してある。

・先年丸山丁場から石を切り出したことがあったが、年代ははっきりしない。それ以後石を切り出した記

録も残っていない。

・真鶴湊から網代湊まで海上五里の距離である。

江戸時代初期には、水戸・尾張両家が石を切り出していたこの丁場も、この時に至ってはもはや当時の面影はなくなっていた。五味家は代々この丁場を預かっていたが、代を重ねる間に丁場の由来すらも忘れ去られてしまったようである。内容もほとんど伝承に基づくものであり、長い年月にわたって丁場の機能がまったく停止していた状況が読み取れる。もっとも、大名が切出しに入ってから少なくとも二〇〇年は経過しているから、無理もないことではあるが。興味深いのは、丁場の概観もさることながら、湊の様子や丁場からの道筋・距離など、石材の搬出を意識した内容となっていることである。このころは異国船が頻繁に日本近海に近付いており、幕府や沿岸部の諸藩は海防政策の一環として、海岸付きの村々に海岸調査を命じている。小田原藩も一八四二年（天保一三）のいわゆる天保の薪水給与令が出た後、領内の海岸付き村々の調査を自ら行っている（『御家中先祖並親類書』小田原市立図書館郷土資料集成）。こうした動きの中で、嘉永六年の品川台場建設にみられるような海防施設の築造も急務となっていた。そのための用材確保を見越して、こうした大名丁場の現況調査が行なわれたのではなかろうか。それまで過去の遺物と化し、忘却の彼方にあったこの丸山丁場が調査されたのも、あながち偶然ではなかったようである。

後期の 江戸時代も後半に入ると、不振であった真鶴の石材業にも幾つかの動きがみられた。小田原藩主
石材業概観 大久保氏は、家臣たちに対し先祖代々の経歴を書き継がせ、それらをまとめて保管していた。こ

れらの「先祖書」は、一七三四年（享保一九）以降一八六二年（文久二）に至るまで、数度にわたってまとめられている。先祖書には、各家臣たちの公用勤務の経歴とその時期が詳細に記されているが、その中で一八四二年

(天保一三) および文久二年の先祖書には、天保・嘉永年間における小田原領内からの石切出しの記録が散見される『御家中先祖並親類書』1～4 小田原市立図書館郷土資料集成)。領内での採石作業の全貌を網羅するとははいかないものの、現地での採石事実の相互補完的な史料となり得るものである。領内からの石切出しに関する記録を概観すると次の通りである。

① 一八三八年(天保九) 四月 江戸城西之丸全焼(同年三月)につき御領分の石を献上する。

② 一八四一年(同一二) 五月 寛永寺の文恭院(十一代將軍家斉、同年閏正月没) 御宝塔・御靈屋および

紅葉山御靈屋普請につき御領分の石を切り出す。

③ 一八四四年(弘化元) 六月 江戸城本丸全焼(同年五月)につき御領分の石を献上する。

④ 一八五二年(嘉永五) 九月 江戸城西之丸全焼(同年六月)につき御領分の石を献上する。

⑤ 一八五三年(同六) 十一月 増上寺の慎徳院(十二代將軍家慶、同年六月没) 御宝塔普請につき御領分の石を切り出す。

先祖書に掲載されたこれらの石切出しはいずれも幕府の御用石の調達であり、藩内部での御用石切出しについての事跡は明記されていない。したがってこれら①～⑤以外の、藩やその他の公儀御用などの石切出しを含めれば、その実数はさらに増加する。残念ながら領内のどこから切り出したのか具体的な採石場所まで記されていないが、後述するように真鶴一帯の石丁場もその採石場所に含まれていたことは間違いない。おそらく、石商売が沈滞した江戸時代中期を含めて、歴代の將軍家宝塔用の石は真鶴一帯から切り出されていたと思われる。

こうした小田原領内の動向と呼応する形で、真鶴においてもこの時期に至ってようやく石材の数量など具体的な数字をあらわす古文書が確認されてくる(といっても、商売用ではなく御用石のみの記録であるが)。それは

決して偶然的なものではなく、外は開国、内は大地震や火災などの災害といった、幕藩体制を揺るがす大きな出来事が集中したことも、石需要の増大を助長した。一七九二年（寛政四）、ロシア使節ラックスマンが根室に來航して以来、長崎や浦賀沖にしばしば異国船があらわれるようになり、鎖国を続けていた幕府を動揺させた。以後、江戸および周辺の防備のため、諸大名から村々までが動員された。その海防政策の一環として、江戸や相模湾の防備のため各所に台場（砲台）が設けられたが、その建設用材として真鶴近辺の石材が調達されたのである。またアメリカとの通商条約締結による開国後も、急速な発展をみせる横浜の港湾構築材として石の需要はますます高まっていく。一方、こうした幕末期における政治的な動きに加えて、一八五五年（安政二）の大地震など天災による被害が多発したことも重なって、その修築用材としての石の需要は飛躍的に増加した。皮肉にも、これらの歴史的背景のもとで石の需要は活性化し、不調だった真鶴の石切業にも復興の兆しが見えはじめる。真鶴でのこうした石切りの様子を現地に残る史料から見よう。

嘉永～安政期 の石材業

異国船の接近に伴って海岸防備の声が高まるなかで、その海防政策の一環として海岸部に砲台の石材業 用の台場が築かれたことはよく知られているが、小田原藩も領内の海岸部に五か所の台場を築造した。その内の一か所は、岬野と呼ばれる真鶴岬の先端部に築かれた。一八四九年（嘉永二）の「大久保氏高帳・領内諸書留」（『県史』資料編5 No.15）にはこの台場の様子が記されている。これによると、台場の規模は上からみると前方一四間・後方一八間・長さ二〇間余の台形で、波打ち際からの高さが一〇丈余となっており、他の台場に比して小規模な造りであった。この台場築造の具体的な様子は明らかではないが、その用材には真鶴産の石が使われたのであろう。前掲「先祖書」には、翌嘉永三年六月に幕府役人が真鶴台場に赴き、大筒射撃の見分を行なったことも記されている。史料上に真鶴の名がみられるのは、一八五三年（嘉永六）に始まる品川台場



品川台場礎石の碑

の築造においてである。同年八月、根府川・江之浦・岩・真鶴・吉浜・門川の石方六か村は、台場築造用の御用石材を請負い、その価格および運賃を書き上げた(『資料編』近世No.87)。このとき計上された石は一三種計三七九四本にわたっている。史料には「今回は、三〇日の間朝から夜まで人足をつかって切り出す分の石の見積りである。かなりの大御用であるから、これ以上下値にはできない」旨が記されている。この切出しを総括したが、板橋村の石屋青木善左衛門と甲州境村の天野海蔵の二人の棟梁たちであった。彼らはこの大事業に石工一〇〇〇人を動員し、駿河・相模・伊豆の三国から石を切り出している。翌年の台場完成後、この時の採石に尽力した岩村の遠藤惣九郎に対し、棟梁天野海蔵が贈った大黒図にその事由が

記されている(『真鶴町指定重要文化財総覧』下巻一七三頁)。なお、この品川台場工事に關しては、その工事費の不正疑惑のかどで天野氏が青木氏に訴えられているという後日談もある(『小田原市史』史料編近世III No.247)。

一八五三年(嘉永六)十一月、小田原藩は岩村に対し再度普請用石材の切出しを命じた。品川台場用の石材の発注をうけて間もないころである。石材の用途は書かれていないが、これは同年二月の小田原大地震による被害の修復用であったと思われる。早速、岩村はこの要請をうけて採石を行なったのであろう。翌七年四月の追加分も合わせて土台石一三五本・切石三〇本の計一六五本の石を差し出している。そして、翌々年の安政二年三月、その精算がなされ、岩村はその代銀として計五五〇匁

表5 安政2年小田原藩御用石値段

種 類	本 数	代 銀	備 考
土台石	150	441.6.0 匁分厘	嘉永 6.11.20達
切 石	9	12.6.0	
	9	10.5.3	
	12	11.1.6	
土台石	20	76.8.0	嘉永 7. 4.24達
計	165	475.8.9	

安政2年「小田原御普請御用石代銀頂戴帳」より作成。

を受け取っている（『資料編』近世No.88）。なお、石の代価は銀で算出されており、専ら銀立てによる勘定方法がとられている。この時の普請用の石は、前述した品川台場の御用石と比べると一本当たりの単価がかなり低めとなっている傾向がみられるが、これは台場の石が特別注文であったためであろうと思われる。全体的な石材の総量がつかめないが、他の村々からも石切りを行っていたことも考えられる。

また、岩村産の小松石は、その材質の良さから、墓石や宝塔など寺院造営用としても珍重されており、かかる用途の石材を切り出したことを示す史料も幾つか残っている。一八四五年（弘化二）、芝増上寺の広大院（十一代將軍徳川家斉夫人）宝塔用の御用石の割合帳には、石材の種類別に岩・吉浜両村の割当てが書き留められている（『資料編』近世No.85）。

史料としては完結していないが、これによると岩村が計四二四本、吉浜村が計五〇一本の割当てとなっている。一八五六年（安政三）三月には、「心観院」すなわち十代將軍徳川家治夫人（明和八年死去）の宝塔用の御用石の値段帳が残されている（『資料編』近世No.83）。夫人が亡くなって八年目にあたることから、その供養のためと思われるが、前年の一〇月、いわゆる安政の大地震が発生しているから、その補修用であったとも考えられる。

石は小松石の上石でしかも色のそろった極めて良質なものが見積られており、本数も御胴筒石など宝塔用に加工された石など計六本となっている。値段も、石の単価に一割半や五分といった値引きがなされている。なお、本史料の表紙には「湊屋七左衛門」の名がみられるが、これは先の「石工先祖碑」に肝煎として刻まれている湊屋

第2章 石材業の展開

表6 心観院宝塔用石材値段

種類	本数	代 銀	備 考
御洞筒石	1	貫 文 分 厘 8.663.2.0	本小松上石色揃
御雲形石	1	2.541.1.0	〃
七尺石	1	180.7.5	新小松色揃
六尺九寸石	1	163.9.4	〃
五尺石	1	100.4.0	〃
三尺三寸石	1	76.2.0	〃
計	6	11.725.5.9	

安政3年「心観院様御宝塔御用石値段帳」より作成。

七左衛門と同一人物と思われる。また、一八六六年（慶応二）八月に死去した十四代將軍徳川家茂の宝塔造営にあたって、真鶴地方の石が調達されており（『資料編』近世No.94）、全体的な実数はつかめないものの、前掲先祖書にみられた事例も考慮すると、かなりの回数にわたってこうした宝塔用の石が切り出されていたものと思われる。

さらに、一八五九年（安政六）四月には、開港場である横浜の築港用の石材も石方六か村が請け負っている（『資料編』近世No.90）。これは、前年の安政五年に締結されたいわゆる日米修好通商条約をうけたものである。

当初の条約では神奈川となっているが、神奈川は東海道の宿場であることもあって、隣の横浜に港を造ることとなったのである。作業は同年の三月から開港予定の六月まで突貫工事ですめられたようで、今回の石材搬出もその真っ只中に行なわれたものである。

しかし、江戸時代後期の石材業の中でもっとも大規模に採石がなされたのは、なんといっても江戸城復旧用の御用石切出しであった。江戸城は、寛永一三年の築造以後度々火災に会い、その都度修復が行なわれた。明暦の大火はあまりにも有名であるが、江戸時代後期に入ると特に火災による損壊が多くみられた。その修復用の石材はやはり真鶴産のものが多かった。

一八五九年（安政六）一〇月、江戸城本丸が火災によって全焼するが、翌安政七年の修築にあたり、その修築用の石が見積られた（『資料編』近

表7 江戸城普請用石材見積り一覧

番 号	本 数	種 類	一本代	運 賃
七八番	29	伊豆堅石	文分厘 482.90	文分厘 132.66
七九番	4		305.60	91.10
八〇番	110		183.40	60.70
八三番	45		43.60	16.38
六五番	6		186.00	60.92
八六番	22		484.80	124.34
八七番	21		403.80	103.89
亥年追加分	36		8.60	1.83
	1	井筒石	953.40	261.97
	50	磯割栗石		
一五番 二四番 五六番	3311	丸石	1.48	7.30
一五番 二四番 五六番	226		1.80	5.60
七六番	750		0.47	2.94
七七番	2600		0.36	2.31
六〇番	20	岩岐石	19.40	9.45
六〇番	106		14.80	7.98
六〇番	70		12.10	6.62
四〇番	75		22.70	12.20
四〇番	108		18.10	9.80
四〇番	65		15.80	8.68
四一番	40		13.50	7.28
四一番	160		17.40	9.11
四一番	90		12.10	6.51
四一番	240		15.50	8.14
六六番	102		38.90	21.70
五七番	489		10.10	6.28
五七番	489		8.10	3.82
六七番	140		17.50	9.21
六七番	140		16.10	8.48
六八番	197		25.30	10.53
六八番	198		23.80	11.26

第2章 石材業の展開

番 号	本 数	種 類	一本代	運 賃
五八番	8	岩岐石	19.20	10.92
五八番	7		16.40	8.62
亥年追加分	459		10.50	6.20
六二番	1	隅石	38.00	15.82
六三番	3		53.90	17.99
四五番 七二番	41		108.60	39.36
四六番	7		92.10	30.37
四七番	2		479.60	131.77
四三番 六九番	12806	玄蕃石	7.40	2.28
八八番				
四四番	2374		6.20	1.90
六一番 八九番	843		4.60	1.40
亥年追加分	356		7.40	2.28
一番	1	御柱石	1633.30	370.43
二番	2		1072.20	263.90
三番	2		330.90	98.69
四番	4		355.50	100.80
五番	3		309.20	92.19
六番	10		83.60	29.75
六番	21		58.90	20.41
六番	10		44.00	16.52
七番	5		286.10	89.24
七番	5		260.70	85.95
八番	42		137.80	44.35
一〇番	59		181.60	59.49
一一番	115		66.40	21.70
一一番	75		75.30	26.77
一二番	122		36.00	15.00
一二番	290		34.80	14.53
一四番 八二番	39	御柱石・伊豆堅石	6.80	2.84
一四番 八二番	93		6.10	2.61
九番 四一番	168	御柱石・切居石	113.20	41.00
一三番	208		30.40	10.14

番 号	本 数	種 類	一本代	運 賃
	142	山割栗石		280.00
八四番	320	四半石	13.90	3.20
七四番	97	跡面石	97.10	32.60
六四番 九一番	78		90.40	29.82
六四番 九一番	109		81.30	26.83
六四番 九一番	78		72.30	19.88
四九番	266	切居石	43.70	16.40
五一番	2		162.20	56.23
五二番	2		59.20	20.51
五三番 七五番	300		4.50	1.90
五三番 七五番	200		3.60	1.52
五三番 七五番	228		3.30	1.41
五四番	100		8.90	3.80
五五番	200		4.00	1.69
五五番	300		2.80	1.20
一六番	379	束石	52.30	8.13
一七番	254		31.40	10.50
一八番	290		25.70	9.47
一九番	251		18.80	7.89
二〇番	640		15.50	6.49
二一番	26		6.60	2.76
二二番	16		4.30	1.82
二三番	22		1.90	0.79
四二番 九〇番	1250	築石	14.20	5.90
四二番 九〇番	1737		9.30	3.16
四二番 九〇番	1250		5.70	2.13
五九番	1970		5.90	2.16
五九番	1970		4.50	1.77
七〇番	350		8.80	3.10
七一番	170		13.00	4.13
七三番	325		24.30	9.19
七三番	325		19.20	7.52
八五番	110	鱗石	8.00	1.54

表8 江戸城修復
用石材内訳

種 類	本 数
石柱	1248
御居石	2283
切石	1885
束石	413
伊豆堅石	54
隅面石	362
跡岐石	3063
岩石	9347
築石	16379
玄蕃石	320
四半石	110
鱗石	6887
丸筒石	1
計	42352
割栗石	192坪

「石代銀運賃銀書上帳」より作成。

運賃に違いがみられ、御柱石など大型の石材は高額な見積りがなされている。この時算出された石の見積りは、実に一三種類計四万二三五二本、その代銀も運賃も含めればおよそ八〇〇貫余（約金一万三二〇〇両余）というとてもないものとなった（表8）。これら

世No.92）。それに先立って、その値段の見積りを過去の記録にさかのぼって概算したと思われる史料も、岩の青木家所蔵文書の中に残っている（『資料編』近世No.91）。本丸は一八四四年（弘化元）にも全焼しているが、その時の普請用の石材も小田原領内から切り出されている。史料の末尾には「この度本丸炎上による御用石切出しにあたり、石材の量は去る戊の年の西ノ丸修築の御用石を献納した時の数量をもつて引き当て、値段は文恭院様（十一代将軍家斉）の宝塔用御用石の代銀をもつて引き当て」と記されており、以前の西ノ丸修築や文恭院宝塔の御用石を出した時の記録を基礎としたものであることがわかる。西ノ丸の火災は、安政期以前においては天保九年三月と嘉永五年六月の二度発生しており、それぞれの復旧用の石が小田原領内から切り出されていたことは先の先祖書においても確認できるから、この西ノ丸修築は戊年である天保九年のものとみてよいであろう。また、将軍家斉の没年は一八四一年（天保一二）であることから、やはり先祖書にみられる同年五月の宝塔用御用石切出しの帳簿を元にして本丸修築用の見積りがなされたものと思われる。大規模な御用であるから、過去の記録も参照した上で見積りも慎重に行なわれたのであろう。表7はこの見積りを石の種類ごとにまとめたものであるが、石には西ノ丸修築時の帳簿のものと思われる番号が付されている。一覧すると、石の種類によって単価や

の石は石方六か村に割り当てられたが、当然一度で搬出することは不可能であり、殿堂完成に至るまで逐次江戸に運ばれていったのであろう。

なお年代ははっきりしないが、江戸時代の末期と推定される祈禱料奉納帳が、真鶴の貴船神社に残されている（『真鶴町指定重要文化財総覧』下巻一二頁）。これは、江戸城本丸・西ノ丸修築用の石材の採石・運搬にあたり、その無事と安全を祈願して貴船神社に祈禱料を奉納した控である。神社信仰の一端を示すものであるとともに、石の積入れに携わった関係者が一通り概観できるものとしては珍しい史料といえる。以下に本丸御用にかかわる部分を抜粋する。

御本丸御用

一 金百疋	明王丸	露木八エ門
一 同百疋	三福丸	五味与三郎
一 同百疋	北辰丸	田中源四郎
一 同百疋	明神丸	青木丈左エ門
一 同百疋	三光丸	向笠彦右エ門
一 同百疋	住吉丸	橋本甚五兵衛
一 金五十疋	三種丸	糺や和助
一 同五十疋	薬師丸	青木市三郎
一 金百疋	稻荷丸	高田や吉兵エ
一 金二百疋		惣石工中

一	同二百疋	同石工中
一	金三百疋	同石工中
一	金百疋	石切惣代 山田八十吉
一	同四百疋	岩村 半田庄右エ門
一	同百疋	石場 中路藤内
一	同百疋	石工中
一	金八百疋	当村方
一	同六百疋	石工中

この時の石切りには真鶴村と岩村兩村の石工たちがかわっているが、御用石を積み込む船の中には三光丸（吉浜村）、住吉丸（小田原）といった他村の船も参加している。「石切惣代」は石工たちの総括者、「石場」とは石丁場の管理者的立場の人物を指していたものと思われる。当時の人々は、石の切り出しと積み出し・江戸までの航海といった作業全般の無事安全をこのような形で祈願したのである。現在と違って損害保険などもない時代であるから、こうした神頼みも単なる気休めといったようなものではない。ましてや江戸城復旧用の御用石を運ぶという大任を負ったのであるから、彼らの心労も並々ならぬものがあつたであらう。しかし、その一方では、かつての大名普請のころの盛況をほうふつとさせるものがあつたのかもしれない。

石方六か村の動搖 石切業の好況は、新たに石切業に乗り出す村々の増加をもたらす。過去においても、享保一〇年の宇佐美村の参入や、吉浜村が岩村と長い期間にわたって争ったように、先発の村との衝突も覚

悟の上での進出であつた。石材業が再び盛況となつた江戸時代後期においても、そうした世相に敏感に反応して

新たな進出を目論む村もあった。

一八六〇年（万延元）五月、石方六か村の独占を揺るがす一つの事件が再び勃発した（『資料編』近世No. 93）。早川村が、小田原藩の御林の中で新規に石丁場を開きたい旨を六か村に申し出たのである。六か村側は、早川村がこれまで石役を勤めたことがないこと、そのような村が御用石を切り出すことになっては当方が迷惑することをもって、早川村の申し入れを拒否した。御用石を出せるのは自分たちのみであるという、六か村の強い自負と誇りがうかがえる。その後、この争いには小田原藩山方役所の手代が乗り出し、六か村を呼び出した。早川村は、御林での開設にあたってすでに藩の了承を取り付けていたようで、山方役人の対応も早かった。手代は、六か村惣代として岩村組頭源七と吉浜村組頭重次郎の二人を呼び、今回の早川村の申し出をうけいれるように勧めたのである。実は、早川村より前に米神村も参入の動きをみせていたらしく、手代はその経緯ももちだしてなんとか説得を試み

山の神

真鶴地区の採石・切出し業者は、正月四日に各自の石切丁場に関係者を集める。そこで、あらかじめ持参した海藻（ホンダワラ・カジメ）、幣束、供物（御饞米・ミカン等）、神酒を山神祠に供え、関係者一同の作業安全と丁場の繁盛を祈願するのが年頭の行事になっている。

また古くから「山の神講」を組織して年三回、一、四、十の各月十七日にお祭りをする風習があった。講中が輪番で宿をつとめるが、当番の家中に不幸や出産があると「不浄」として辞退する。当番宅では奥の間に山神の軸を掛け、掛魚・神酒・御饞米を準備する。講中の者たちは山神の祠に供物・酒持参で詣でたのち、当番宅に集まって宴を催す。正月十七日の場合、翌朝山神の祠に講の代表人を差し向けて供物のようすを見させ、新しい年を占う。

「山の神」は一般に木挽・炭焼・狩猟・草刈等に従事する農山労働者の守護神をさすが、祭神は大山祇神ほかさまざまで特定されたものではなく、真鶴地区の場合、講組織が採石業者主体に見られるのが特徴である。石屋にはそのほかに石細工（加工）を主とする業種があり、採石業者とは異なる「太子講」をもつ。これは一般に大工・左官等の技能を尊重する業者の信仰集団で、聖徳太子を崇め一、

た。その結果、ようやく六か村側も折れ、御用石を除いて商売石のみの条件をもって、早川村の石切りを承認したのであった。これまで藩は、こうした争論にあまり積極的に関与せず、他村の取扱いをもってなるべく当事者間の内済（和解）で済ませようとしていたことが多かった。しかし今回の場合は、明らかに早川村の申し出を後押しする態度をとっている。藩は、地元の古い伝統よりも実利を優先したのであろう。藩の介入の仕方が微妙に変化していることがうかがえよう。

結果的には、早川村の先見性と藩への迅速な対処が功を奏した形となった。

一方、石方六か村にとっては、長年石方役を勤め御用石を出していたという誇りも空しく、思惑に反する結果となった。思いがけない藩の介入もあって、これまで長い間保持してきた石切りの独占は崩れようとしていた。伝統をよりどころとした六か村も、他村の進出をもはや阻むことはできなかったのである。

「石工先祖碑」再建す

さて、こうした江戸時代後期の石材業の展開の中で、石切りを生業とする真鶴の人々の意識にもある動きがみられた。石材業は、江戸時代初頭以来様々に盛衰を繰り返しながらも、江戸時代全般を通じて、真鶴の人々の生活を支えてきた。彼らは、三〇〇年余りという長きにわたって、何世代も代を重ねながら石切業に携わってきたのである。石切りは一産業というよりもむしろ生活の一部と化していた。そして、その過程の中では自然、石切りというものに対する誇りと愛着といったものも生まれてきたはずであった。

五、九の各月二十一日に宴を張り、また賃金の相談、取決めなどもなされる習わしで、組合長が取り仕切ることが多い。

なお、田のないこの地方でも、薪炭・萱・堆肥などの資源を山から得ている農家が山の神を祀る風習があり、山岳信仰の一形態としての「富士講（浅間講）」なども見られ、浅間社跡地に祈禱塔が現存している。

「大寒小寒、山から御小僧が飛んで来る」「一つ目小僧が山から来る」といった童歌も、山を神秘的な存在として見る気持ちのあらわれといえよう。

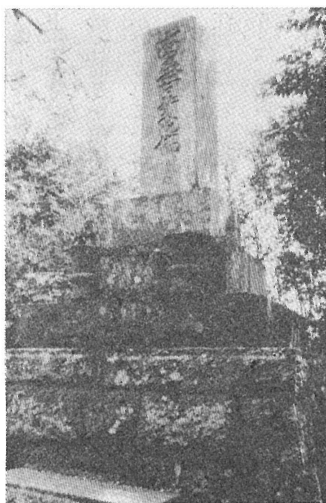


頌徳碑（瀧門寺境内）

長い間に積み重ねられてきた石切りの伝統は、人々の心に深く浸透しつつあったといえる。そうした意識は、いつしか石材業の礎となった往古の先駆者たちや己の先祖に対する畏敬の念へと昇華していく。もちろん、江戸城普請からおよそ二〇〇年近く経過しているし、ましてそれ以前の事歴となると、もはや当時の様子を知るすべもなく、すでに伝承と化していたことであろう。しかし、かすかに残る口伝えやわずかな古記録によって、人々は過去の先人たちの偉業を讃え、後世に残そうという動きもみられた。

一八三一年（天保二）、官石工棟梁（幕府御用達の石工棟梁のことか）三津木徳兵衛の石材業への貢献に対し、その功績と偉業を讃えるために岩村の瀧門寺境内に「頌徳碑」が建立された（『真鶴町指定重要文化財総覧』下巻一五六頁）。三津木氏の詳細は明らかではないが、碑文によると上野国（現群馬県）三津木村がその出自であるという。

父徳兵衛は久能山や日光の東照宮の修築など幕府の御用を幾つか手掛けた業績を持っており、その子徳兵衛も父の跡を嗣ぎ、東叡山寛永寺の御寝廟および御宝塔の修築に携わっていた。この親子は岩村に「僦居」（借家住まいのこと）していたとあるので、当地に住み込んで石材を調達していたのであろう。多大な業績を残した父徳兵衛が逝去してちょうど一七七年目にあたり、その偉業を讃えて碑を建立したのである。外から石切りに赴いていた人々も、真鶴に対して相応の愛着をもっていたことをうかがわせる。



石工先祖碑

時代は下って一八五九年（安政六）、同じ岩村に「石工先祖碑」が建てられた（『真鶴町指定重要文化財総覧』下巻一五七頁）。この碑は、岩村の石材業の興りからその先駆となった人々の功績を讃えたものである。これによると、岩村の石材業のはじまりは古く一二世紀にさかのぼる。保元・平治の乱を逃れた土屋格衛という人物が石切りをはじめたのが、岩村における石切業のはじまりであるという。その後この地からは鎌倉幕府御用の大石や太田道灌による江戸築城用の築石も供給していたとあり、その意味では土屋氏のもたらした功績は大きかった。こうして文明年間（一四六九～八七）にその徳を讃えて石碑を建立したが、元龜・天正の乱すなわち戦国時代末期の戦禍によって損壊してしまったという。

その後江戸時代に入り江戸城普請がはじまるに至って、慶長十一年福岡藩家臣小河政良は七人の石工（棟梁か）を派遣し、岩村に口開丁場を開設したとある。第一節で述べたように、小河氏の活動時期は寛永一三年前後であるが、その年代の当否はさておき、同氏の業績が現地の人々の間で長く語り継がれていたことの証左であろう。この時にも、「古元業」である土屋氏と、彼ら七人の石工たちの功績をあわせて讃えた石碑を再興したという。しかし、これも一八五三年（嘉永六）の大地震によって再度壊れてしまった。そこで、この安政六年に至って再び復興の運びとなったのである。

碑の右側には、石切りの元祖である土屋格衛を筆頭に、中興の祖として中村久左衛門・堀江吉大夫・長崎十

左衛門・小野太右衛門・淵上角左衛門・河原里兵衛・森田四六兵衛の七人の名が刻まれている。碑は台座四段の上に塔身を置く大きなものである。先の頌徳碑とともに現存しているが、特にこの先祖碑は、岩村の石切りの伝統と誇りを象徴するような威厳に満ちた造りとなっている。碑文によれば、かつてこの碑のもとで定期的に祭祀が営まれていたという。どのようにに祭祀が行なわれていたのかは定かではないが、石切りにかかる人々の精神的な支柱となっていたのであろう。また、碑の台座には江戸本所の南川伊予ほか三人の名もみられるが、彼らは江戸にて石商売に携わっていた商人と思われる。おそらく先祖碑建立の資金提供者でもあったのだらう。このように、江戸時代も後期に入ると、石材業も単なる生業の域にとどまらず、長い伝統を背景とした人々の心の支えともなっていたのである。

第四節 入会と石丁場争論

林野と入会

前の第一節～第三節においては、江戸時代全般における真鶴の石材業の変遷を概観してきた。本節では、石切業の展開が村々にどのような影響を及ぼし、また村の姿もどう変わっていったのかを、主に入会いりあひとそれをめぐる事象の中からみていくことにしたい。他に石切りを行なっていた村々との関係を見ることによって、真鶴の村が直面した問題や矛盾がより鮮明になってくると思われるからである。

江戸時代の村は、一般的には農業を主体とした自給経済の形式をとっていた。ただし、それはあくまでも一般的な通説であって、どこの村でも農業のみが生活手段であったという訳ではない。地形上漁業や石材業に依存する岩村や真鶴村も、かたちの上では農業を営む江戸時代の村の一つとして把握されていた。

しかし、他の平野部に位置する村ならいざしらず、海に面したこの両村は、平地も海岸沿いに少々広がるのみで水源も乏しく、全体的に山がちな両村であるから、全時代を通じて村内の田畑面積はまことに微々たるものであった。とても農業一本で生計を立てていけるほどの環境ではなかったといえる。そうした真鶴の二か村にとって、眼前にひろがる海と背後にひかえた山野は、生活の糧を得る場として必要欠くべからざるものであった。したがって、ここに住む人々は、制度的には農民でありながら、海においては漁業を営み、山にあっては株や薪をとったり石を切り出したりするという、一種特異な生活様式をもっていたのである。彼らにとっては、むしろ後者の生活の方が主体であったことはふまえておきたい。

そして、海や山野から産物を取得するにおいては、一か村が独占するのではなく、近隣の村々と共有する形式が一般的であった。このように、ある一定の地域を、複数の人々もしくは村々が共同使用することを「入会」といい、村々が共存していく上で不可欠なルールであった。

江戸時代の村社会において、この入会は重要な意味をもっていた。入会は、たとえば薪や馬草をとるにあたって、その山野でいつ、誰がどのように利用できるかといった極めて在地性の強い慣行であり、長い年月にわたって培われてきた一つの秩序でもあった。そして、それはいつしか先例となり、伝統的に継承されていった。だから村の構成員たる以上そうした慣行を無視する行為は許されなかった。その場合は、秩序を乱したものとして厳しく糾弾されたのである。しかし、こうした違反が一村内の問題であれば、村内部で処理できるから大きな訴訟にまで発展することはない。問題なのは、村と村とが争う形式となった時である。江戸時代以前においては、山野には明確な境界もなく、比較的緩やかに入会がなされていた。ところが、江戸時代に入って検地が行なわれ、村切りによって村の境界線がはっきりしてくるにつれて、それまでの山野での入会慣行が動揺しはじめる。

従来区分の不明瞭であった山野に、村の境という意識が生まれ出し、どこまでが自村の山かということをめぐつて、他の村々と対立するようになっていくのである。全国的にみても江戸時代初期にはこうした問題による山論や野論が多発している。

さて、真鶴に目を向けてみると、初期にこうした論争が起きた形跡はみられない。しかし、それは村境がはっきりしていたというよりも、村切り以降数年の間は入会慣行の場において村と村とが衝突するほどまでに接近していなかったということであろう。衝突が起これるとすれば、それは村が成長し、生活圏の拡大とともに山野の利用範囲が広がっていく過程においてである。史料上の制約もあって断定はできないが、真鶴においてこうした争論が発生するのは、元禄期以降であることをみても、このような歴史的背景が大きくかわっていたといえそうである。

石丁場設定 の背景

また、争論に関して忘れてはならないのは石丁場の問題である。真鶴における石丁場は、大抵入会地などの山野に開設された。時代が下るにつれて、良質の石丁場を確保するために、人々の目はおのずと山野に向けられた。しかし、境が確定する以前に石丁場が設けられた場合は、その帰属をめぐって当然村々は衝突する。真鶴における石丁場争論も、ほとんどはこの石丁場の設定場所をめぐってのものである。

一体、石丁場がどのようにして開かれ、その保有権は誰にあるのかといった、もっとも単純なことがはつきりしていない。それは村のものだといってしまえばそれまでであるが、あまりにも漠然としているし、なによりも村々の所有意識が明確であるならば、後述する岩村と吉浜村の争論のような石丁場の帰属をめぐる確執が頻発することはないはずである。争論の内容に入る前に、石丁場の設定と権利の所在といった点について考えてみたい。

根府川村は、岩・真鶴村と同様箱根山南方に位置し、海に面して傾斜した地形をもつ村である。ここもやはり古くから石材業を営み、岩・真鶴村とともに石方六か村の一員となっていた。一六七一年（寛文一一）の根府川村明細帳（『県史』資料編4 No. 270）には、石丁場の由来について次のような記述がある。

一 割石出申丁場当村より南道法三丁、五拾壹年以前西ノ年名主長十郎石割初メ、于今名主丁場ニ而御座候

五〇年以前すなわち一六二一年（元和七）に名主長十郎が石を割りはじめ、現在は名主丁場となっていることが書かれている。場所については記載がないが、「名主丁場」とあるのは名主が所持していた丁場であることを意味する。また、根府川村名主長十郎が一六八八年（元禄元）に藩に提出した根府川石丁場の由来の書上写（『県史』資料編9 No. 149）によると、文中に「尤石場之儀者私所持内林之内ニ御座候」とある。これは石丁場が名主の所持地において設けられていたことをあらわしている。

この名主丁場のような所有觀念のはっきりした石丁場の事例は、岩・真鶴にはみられないことである。根府川村の石丁場がすべてこうした個人所有であったとは断言できないが、この名主丁場のような特定個人の所持する丁場は多かったのではなからうか。この場合、名主の権限が強ければ強いほど石丁場の宰領や石工たちの統制もしやすかったと同時に、あらゆる方法でその利益を独占することも可能であった。一方岩・真鶴の石丁場には、このような強い権限をもつ者は史料上にあらわれない。これは、なによりもこの地域においては石丁場が個人の所持地ではなく、もっぱら入会地などの共有地に多く開かれたことに起因している。共有地では個人ではなく村がその主体となる。その中に開かれた石丁場もやはり共有地としての認識が強くなっていくことになるのである。もともと入会地は、何かのきっかけがあればすぐに関係諸村との利害が表面化する。この地域においてこうした争論が頻発するようになるのも、かかる事情が背景にあったからといえよう。

村明細帳にみ
る入会の様子

真鶴村の寛文一二年の明細帳をみると、①馬草刈場 ②同上野草刈場 ③村中新刈申山の三か所
の入会地があったことが記されている。この内②と③は、村々の名はないものの数村「入込」
の山であることが明記されており、近隣の村々と共同で利用していたことがわかる。また、②の草刈場は小松原
丁場に隣接しており、入会場と石丁場の間隔が接近していた光景がうかがえる。③の新刈山は、西隣の福浦村
(当時は新井村)も利用していたことも確認され(『湯河原町史』第一巻近世No.9)、岩・真鶴・福浦の三か村に
よる入会がなされていたと思われる。

一方岩村の延宝四年明細帳においては、写しの史料であるせいかその記述は欠落している。ただ、村に残る北
条氏直虎印判状の中に、「土肥之郷一郷之处、岩・真鶴之者薪・かや刈申様之訳」という内容の文書があったと
いう。現物がないので詳細は不明であるが、町内で最も古い林野利用の記録であり、江戸時代以前に入会形式で
薪や萱を刈っていたことを示すものである。

ところで、真鶴にはこうした入会地のほかに、領主が所有する御林と農民が自用にあてる個人所有の内林もあ
った。これらについてもふれておこう。御林は、幕府や領主が資源の確保・財政の補助・治水などの保安用に設
定する直轄林で、真鶴村と岩村の両村にその存在がみられる。農民はせいぜい下草や枯れ木をとらせてもらえ
る程度で、通常無断立入りは厳禁であった。真鶴村には、現在の真鶴岬の灯明山に当時御林があった。ここでは小
田原藩の指揮のもと、三年がかりで一五万本もの松苗が植林されたという。藩の材木御用のある時は、鍛冶屋村
など近隣諸村が動員されていた。御林の管理は山廻り役が一人おかれ、毎日見廻りをしてその維持管理を勤めて
いた。また百姓内林は、百姓林・百姓持林・抱山など様々な呼び方があり、主に農民が自用の薪炭材や肥料を採
取する林のことである。小田原藩領内に残る各村の寛文年間の明細帳には百姓内林が詳細に記載されており、藩

第2章 石材業の展開

表9 真鶴村百姓内林一覧

字 名	反 別	種 類	人 名
かミあらく	反 畝 歩 0.4.00	小 松 林	惣 左 衛 門
水 尻	0.1.26	小 松 林	左 八 郎 衛 門
ひ わく び	0.6.00	小 松 林	兵 衛 衛 門
水 か 本	0.3.00	雑 松 林	仁 兵 十 衛 門
かミあらく	0.8.00	松 雑 木 林	清 重 兵 衛 門
山 水 本	0.5.00	小 松 林	重 弥 右 衛 門
よ う と め	0.2.04	雑 木 林	權 右 衛 門
大 浜	1.2.20	小 松 林	久 兵 衛 門
大 平	0.3.00	雑 木 林	八 左 衛 門
塔 ノ 入	1.2.08	松 木 林	源 喜 左 衛 門
尻 こ ふ 懸	0.9.18	松 小 松 林	重 兵 衛 門
か つ ら こ	0.6.20	小 松 林	西 念 寺
城 口	0.1.06	小 松 雑 木 林	自 泉 院
水 か 本	0.6.15	小 松 林	孫 左 衛 門
横 吹 浜	1.4.20	小 松 林	發 心 寺
大 水	0.5.15	小 松 雑 木 林	市 左 衛 門
尻 〃 本	2.8.20	小 松 林	次 郎 左 衛 門
口 明 石	0.5.12	小 松 林	甚 兵 衛 門
〃 〃	1.6.12	雑 木 林	〃 〃 〃
〃 〃	0.3.18	小 松 林	〃 〃 〃
大 浜	0.2.12	小 松 林	〃 〃 〃
よ う と め	5.6.25	小 松 林	〃 〃 〃
上 あ ら く	1.6.20	雑 木 林	〃 〃 〃
三 枚 畑	6.0.00	小 松 林	〃 〃 〃
山 下	3.5.00	小 松 林	〃 〃 〃
しゃ か と う	1.3.00	雑 木 林	〃 〃 〃
尻 懸 坂	4.0.00	小 松 林	〃 〃 〃
と う の 入	0.8.00	小 松 林	〃 〃 〃
塔 ノ	3.4.00	小 松 林	〃 〃 〃
よ う と め	14.0.00	小 松 雑 木 林	〃 〃 〃
〃 〃	1.5.00	雑 木 林	〃 〃 〃
し と と	3.0.00	小 松 雑 木 林	〃 〃 〃
日 和 山	2.0.00	松 木 林	〃 〃 〃
計	63.5.01		

※太字は名主

寛文12年「真鶴村書上ヶ帳」より作成。

による村々の生産力の徹底した掌握が意図されている点で特徴的である。内林は一般に自己の屋敷廻りや耕地に隣接することが多いが、真鶴においては内林が「口明石」「高丁場下」など石丁場との隣接をうかがわせる場所にあったことも興味深い。表9は真鶴村の内林を一覧したものであるが、小松林・雑木林といった林の種類も併記されている。最も占有地の多いのが名主の五味甚左衛門の計二町四反余で、他の人名も村内の重立った農民たちであったと思われる。場所と所有者を併記して真鶴村が三四筆、一方の岩村では三九筆書き上げられている。

一筆ごとに範囲と所有者を記しているのは、山年貢を賦課するため、入会地の漠然とした記述と対照的である。

このように、真鶴には馬草・薪などを他村と共有して採取する入会地・藩管轄の御林・百姓内林の三種の林野形態があったことがわかる。しかし、村々の利害が衝突するのは、なんといってもその大部分を占めるであろう入会地においてであった。

元禄五年の争論

真鶴における争論関係史料は、①石丁場の開設をめぐるもの ②入会地の利用をめぐるもの ③ぐって展開する事例もあり、その構造は決して単純ではない。

現在確認し得る争論の初見は一六九二年（元禄五）である。それはたまたまこの年代であったというよりも、やはり前述したように、こうした入会問題の抱える矛盾が、徐々に表面化する時期であったと考えた方が自然であろう。

一六九二年（元禄五）二月、吉浜村・鍛冶屋村の村役人たちは、岩村・真鶴村・福浦村三か村の村役人にて詫び証文を提出した（『資料編』近世 No.95）。理由は、三か村が利用していた薪刈場に野火を入れてしまった上に、岩・真鶴両村の内林までも類焼させてしまったことによる。前から野火を入れることはなかった刈敷場を焼いてしまったことは、二か村側が従来の先例を破ったことを意味する。

三か村側は、この不法行為を小田原藩に訴えようとしたが、宮上村・宮下村・堀之内村・門川村の名主・組頭が仲裁に入り調停した結果、焼失した内林の苗木代金一〇両を弁償することで落着いている。一般に、こうした争論にはよほどのことがない限り領主側は介入しない。当事者の間で解決するか、近隣諸村が間に入ってとりも

つといった方式が普通である。

こうして、吉浜・鍛冶屋の両村は、今後「鍛冶屋村之上ふか沢よりだんぜう川原迄」の区域での三か村の刈り込みに対して、異議を申し立てないことを確約した。この場所は、先に触れた真鶴村明細帳の③の新刈山に該当しているから、古くから三か村が共同利用していたことは間違いない。なお、この野火一件においては、岩村内の尾州・紀州両家の預り丁場にも火が及んだため、岩村名主・組頭と丁場の預り人五人に対しても別に詫び状を提出している。一つの問題に対して、あえて二種類の詫び状を作成している点なども、この事件の複雑さを物語っている。

ところで、この入会地が属する「岩沢」山は別名「星ヶ山」と呼ばれる地域で、岩村・江之浦村・鍛冶屋村・吉浜村が接する境界点に位置する山であった。ここには各村々の入会地が集中していたであろうし、新設される石丁場もこの周辺に開かれたものが多かった。その意味では、この山は村々の利害の衝突する場であり、いわば生命線であったといえる。以後、江戸時代末期に至るまで、岩沢山は石丁場開設など村々の存亡をかけた長い紛争の舞台となっていくこととなる。

単なる入会地侵犯事件にとどまらず、各村々の生産力の進展とそれにもなう生活区域の拡大がもたらした衝突であり、以後の争論の増加を暗示させる事件であったといえよう。そして、事実それはほどなく再燃したのである。

刈敷場争論再発

元禄五年の野火紛争は、吉浜村・鍛冶屋村が全面的に非を認め、三か村利用の新刈場から手を引くかたちで落着いたことについてはすでにふれた。しかし、この刈敷場の利用をめぐる両者の争いは、これだけにとどまらなかった。



星ヶ山遠景

二度目の紛争は、一七七八年（享保三）（表記年号は正徳三年だが十二支と内容面から享保三年の誤記と思われる）のことであった（『資料編』近世№97）。先に決着のついていたかみえた刈敷場問題が再びもちあがったのである。岩村・真鶴村・福浦村の名主たちは、小田原藩の役人に召喚され、尋問をうけた。というのも、吉浜村・鍛冶屋村側が、「三ヶ村かこい之内」の刈敷場での刈り込みを主張したからである。この場所は、先年刈り込みをしないと誓約したはずの刈敷場であった。両村は前から「刈来り申候」と藩に訴えているから、前とは態度を一八〇度転換させたことになる。どうやらこの間、吉浜村・鍛冶屋村はこの論所に執着し続けていたようで、これには三か村側も驚き、そのような事実はないと反論した。なんといっても三か村側には、元禄五年の証文という強い物的証拠があった。この証文は三か村がそれぞれ控えを保管していたし、その主張は正当化されるはずであった。

しかし、藩役人の決定は「田植え前のことでもあるし、今年に限って刈らせてやってはどうか」というもので、結果は彼らの思惑に反したものであった。三か村は、自分たちの農業経営に差し支えるとして一旦は拒否したが、藩側の意向を無視することもできず、やむなくその決定をのむこととなったのである。

そこで、三か村側から三五〇人宛の人数を繰り出して、二日間刈敷を刈らせ、吉浜村・道境まで持ち送ること

とし、以後は彼らに決して刈らせないことはもちろん、こちらから刈り渡すこともしない旨を申し出た。ただし、最初はこのように決定したものの、結果的にはこの口上書は藩役人には提出されなかった。結局この内容を一部変更し、別の場所として三か村の草刈場である「磯辺通之野辺」にての刈り込みを認める意向にすんでいった。

もともと、吉浜村・鍛冶屋村がこれほどまでに刈敷場に固執するのも、両村内に「御大切成」る田地用の刈敷が不足していたことによる。藩にとっても、領内の生産力の向上が念頭にあったはずであるから、先格を基調とした三か村の訴えよりも、藩の「御為第一」となる両村の主張の方に傾きつつあった様子がうかがえる。

この両者の半ば泥沼化した争いに対し、藩は門川・宮上・石橋・早川の四か村を扱い人とし、調停にあたらせた。その結果を藩に報告した一七一九年（享保四）の口上書（『資料編』近世No.101）には、次のようなやりとりが記されていた。

○六月三日

扱い人「われわれは、御上の命をうけて今回の争論の調停に来た。」

吉浜村・鍛冶屋村「承知しました。この上はよろしくお取扱下さい。決定には従います。」

○六月四日

扱い人「この度、御上の命をうけて今回の争論の調停に罷り越した。磯辺通りにて刈らせることはそちら側が出した条件であるが、加えて畑畔・野畔においても刈らせてやってほしい。」

三か村「磯辺通りも大切な御田地であり、ここでさえ以前から百姓たちとも十分協議した上で、やっと決めた場所であるから、その他の場所を認めることはできない。」

扱い人「どんな訳にせよ、前から刈り取っていた事実があるから、今回争論になったのではないか。」

三か村「いや、そんな事実はない。ただ、縁者や懇意の者には刈らせていたが、これに便乗してこっそり刈り出していたのである。そもそも、畑畔・野畔とは少しに聞こえるが、ここを刈らせては、後々どう荒らされるかわかったものではない。ともかく、今回の取扱いは辞退したい。」

扱い人「もっともである。しかし、畑畔といっても畑には入れさせないし、林畔にしても小苗木や枝木は刈らせず草だけを刈らせるように決めたのであるから、とにかくもう一度そちらで協議してほしい。」

三か村側の態度はかなり硬化しており、懸命の調停も功を奏さなかった。扱い人たちは、その対応に苦慮し、とにかく領主の命による取扱いであるから、なんとか双方妥協してほしい旨を再三申し出た。あげくには、このままでは、御上に対して「不調法成働」として、自分たちの立場もまずくなる、と半ば泣き落としにまで追い込まれていたのである。

一般に争論においては、こうした扱い人による調停が不首尾に終わった場合、最終的な裁決は領主の手にゆだねられる。こうして、一七二一年（享保六）、藩の代官による裁決が下されたことをうけて、両者の間に取り極めが交わされた（『資料編』近世No.102）。ここでは、次に示すような決定がなされた。

①どこであろうとも、畑畔での草刈りは、畑を踏み荒らす危険があるので、一切禁止する。

②馬草・苧敷は岩村内八か所、真鶴村内一〇か所、福浦村内一か所の磯辺通りにおいて、五か村が入会にて刈ること。

この裁決は、三か村側の期待していた結果とは程遠いものであった。この裁決に至るまで、三か村が最後まで訴え続けたのは、苧敷場の既得権、いいかえれば先格ともいえるべきものであった。わかりやすいえば、従来利

用していたのは自分たちであって、非は後から勝手に入り込み、新規に利用しようとした方にあるという考え方である。といっても、このような認識は当時の一般的な意識であったし、むしろ自然な考え方といってよい。事実、三か村側も随所で過去における二か村の刈り込みはなかった点を主張し続けたのである。この先例を主張する限り、自分たちが訴訟に負けることはないという確信があったに違いない。

三か村にとってなによりも誤算だったのは、領主権力すなわちここでは小田原藩の介入であった。ふりかえってみれば、この一件で先に藩に訴えたのは吉浜村・鍛冶屋村の方であった。このあたりの二か村の迷惑を知るすべはないが、彼らは公権力を巧妙に利用したとみられなくもない。結果的にみれば、現地においては何にもまして優先されるべき先格も、「御為第一」の言葉の前では結局無力とならざるを得なかった。この結末も、彼らの計算に入っていたのであろうか。いずれにせよ、争論の結果は自村内にて二か村の刈り込みを認めるといふ、三か村にとってはいわば屈辱的な裁決となった。このような争論に象徴される村の発展と古い慣習との矛盾は、江戸時代の進展とともに、以後も村々の間で露呈していくのである。

吉浜村の石材業 石切業の発展は、近隣の村々を刺激せずにはおかなかった。石切業は、現金収入の格好の手段進出—その一—として、村々がこぞって石丁場を求めたことは想像に難くない。

ところで、良質の石丁場は主に山の中に設けられた。しかし、山の境界というものは、過去に明確な区分がなされている場合を除いて、比較的緩やかな境界認識がなされていることが多かった。そういった視点でみれば、既設の石丁場の縄張り自体も曖昧な部分も多かった。そこに新たに石丁場を設けるのであるから、すでに石丁場をもつ村々とは当然衝突を招くこととなるし、その争いもすこぶる熾烈なものになるであらうことは自明の理であった。石切業の先駆でありその中心的存在であった岩村も、そうした問題に直面することになっていく。

元禄五年の野火一件からおよそ二〇年たった一七一一年（宝永八）、吉浜村が開設した石丁場をめぐって、対立した岩村との間に一つの取り極めがなされた（『資料編』近世No.96）。これは、石丁場の開設が、ついに村と村の争いにまで発展したという点で、極めて重要な意味をもつ事件であった。

ことの発端は、「拾七年以前」すなわち一六九五年（元禄八）に、吉浜村の者が「岩沢之ひら（斜面）」の石丁場において採石をしたことにはじまる。「岩沢」という地名は、当時岩沢山と呼ばれていた山一帯を指すと思われる、ここは当時明確な利用区分が定められていなかったようである。ちなみに、前掲元禄五年の刈敷場論争において論所となった薪刈場もこの付近であったと考えられるから、以後も吉浜村と岩村の利害が交錯する起点となっていく場所である。ただし、文面をみる限りでは、当初岩村がこの石丁場開設を拒否した様子はみられない。

しかし、その後一七〇六年（宝永三）になると岩村は態度を一変し、即時石丁場の差し止めを訴えた。その場所では石切りを行なわれては、今後大雨などで出水した時に、岩村に土砂が流れ込む危険がある、すぐに丁場を閉鎖せよと吉浜村に抗議したのである。ただ、この一二年の間に何があったのかは史料には記されていない。もしかしら、この年月の間に、実際に大水が出て被害をうけたのかもしれない。しかし、吉浜村の活発な採石を見て、岩村側が懸念を抱き自己の保身に走ったと考えられなくもない。

この岩村の抗議に対して吉浜村は採石中止を拒否したので、岩村は小田原藩に訴え出るようになった。小田原藩は、早速この訴えを受理し、まずはその争点の場所となった石丁場の閉鎖を命じた。その結果、岩村の訴えは聞き届けられ、論所となったこの石丁場は宝永八年までの五年間閉鎖されたのである。そして今回藩代官からの内意もあって、取扱人として門川村・宮上村の名主が中に入り、今後はこの石丁場の車道の上にある西方の高山丁場にて吉浜村が石切りを行なうこと、それ以外での石丁場の新設は禁止することなどが取り極められたのであ

った。

結局、岩村の主張はとりあえず認められた。しかし、高山丁場のみとはいえ吉浜村の採石権をも認めたことは、岩村にとって譲歩であった。そして、なによりも忘れてならないのは、どこで石をとらせるかといったことよりも、むしろ吉浜村が石を掘ることを岩村が認めたという事実である。岩村もはや吉浜村の石切業進出を拒むことはできなかった。

吉浜村の石材業 岩村と吉浜村の石丁場開設をめぐる確執は、これだけにとどまらなかった。五年後の一七一六進出—その二 年（享保元）一〇月、岩沢山での吉浜村の石切りをめぐる再度岩村が抗議を申し出た（『資料編』近世No.98）。今回の論所は、前回許可された丁場とは別の場所、明らかに岩村地内での石切りであった。

岩村は早速前回の扱い人である門川村・宮上村名主に対し、この不法を訴えるとともに石丁場の閉鎖を申し出たのである。そこで、扱い人たちは、吉浜村にその真意を尋ねたところ、吉浜村の答弁は、「小田原藩の御命令による御用石を切り出していたので、中止することはできない。そもそも、先年御用石を仰せつかった時もこの石丁場で切り出していたのであるから、今回中止するいわれはない。」というものであった。

これには岩村も反論する。「吉浜村のいう御用石の切出しは、宝永三年の時点で閉鎖されていたはずの丁場においてである。いくら御用石とはいえ、こちらの村内で勝手に切り出されては困る。石切りを止めないのなら藩へ訴え出る」。しかし、この抗議に対しても吉浜村はあくまでの抗戦の構えをみせたので、ついに岩村は藩への出願に踏み切ったのであった。この願書のなかで、岩村は藩に対し、御用石の切出しが中断することはないこと、御申付け次第で自村内での御用石を自ら切り出すことなどを確約している。このあたりには、長年御用石搬出の采配をとってきたという、岩村の誇りがにじみ出ている。一方、御用石の切出しという名分を立てての主張

には、吉浜村の石切り進出に対する執念といったものが感じられて興味深い。石切り御用の筋を何よりも己の誇りとしていたであろう岩村に対して、同じ権威付けをもって真正面から対決しているところに、吉浜村のしたたかさと巧妙さをみることができる。

さらに争いは続いた。この願書による訴えもあまり功を奏さなかったのか、岩村は翌享保二年五月再度の願書をした(『資料編』近世No.99)。この時は、門川村・宮上村の名主も調停に入り、双方立会いのもとで論所の見分がなされた上でのことであった。その時のやりとりは、おおよそ次のようなものであった。

扱い人「元来吉浜村の地内でない場所を自村内であると藩の御役所に書き上げるはずはないと思うが。」

吉浜村名主五右衛門「先年御用石を切り出したのはこの石丁場であると村の者たちが言っていたので、去年の九月に提出した役所への書類には吉浜村地内であると書いたのである。これは私の手違いであった。」

扱い人「それならば、御役所の意向通り今後御用石はこの石丁場で切り出すようにし、岩村は吉浜村と事前に打合せて両村ともに石を切り出すように。」

岩村名主喜右衛門「先年(宝永八年)の取り極めには、吉浜村は高山丁場のみでそれ以外での石切りは一切しないと決めたはずである。御用石を切り出すのに、吉浜村と一緒に作業はできない。」

扱い人「それでは、ここで見分した通りを御代官に申し上げるから、両者も藩の決定に従うように。」

こうして、扱い人の調停もむなしく、岩村の態度は変わらないまま、藩の裁定にもちこされるかにみえた。しかし、岩村としても、この問題で御上の手を煩わせることはばかられたし(もっとも藩宛の書類だからそのように述べるのは当然である)、事実代官の方もなるべく内済(当事者間での解決)することを期待していたようである。そういった藩への配慮もあつてか、岩村は吉浜村に誓約書として一筆認めるように提案し、わざわざそ

の文面の下書きまでも提示した。

ところが、吉浜村の方も下書きの内容が不服であったのか、そんなことをしても意味がないとして一蹴^{しゅく}したのである。このあたりの両者のやりとりはまさに水掛け論と化しており、もはや収拾のつかない段階となっていた様子がうかがえる。結局、岩村はここに至って、藩の代官にその裁決を仰ぐこととなったのである。この結果を示す史料はないが、とりあえず岩村の意向が取り入れられ、その権益は守られたようである。

吉浜村の石材業 岩村と吉浜村の石丁場をめぐる争いはまだまだ続く。享保二年の紛争から三〇年後、今度は前進出―その三 とは逆に、岩村が新たに開いた石丁場に対して吉浜村・鍛冶屋村が抗議したのである。一七四

六年（延享三）八月、両村は岩村の不法行為を次のように藩役人に訴え出た（『資料編』近世No.104）。

今回我等両村地内の薪・馬草・苅敷場であるが、う・し・山という所で、我々には何の断りもなく岩村の者たちが新たに石丁場を設けました。これは我々の採取に支障を来すので、石の切り出しを中止してもらいたい。そもそも、岩村には薪苅場はない筈で、我等両村分の野山で下くずや薪を刈らせていた事情がありました。そのかわりに、我等は岩・真鶴・福浦三か村内の磯端で苅敷や苗代草を刈るよう仰せ付けられました。ですから、岩村側には自前の野山は存在しない筈です。我等が三か村磯端にて石丁場を開けないのと同様、彼らも我等地内の野山にて石を切り出せない筈です。このように、我等地内に石丁場があつては、牛馬の通行はもとより馬草・苅敷場もおのずと減少することとなりますので、何卒今回の石掘出しを中止するよう御裁決を御願ひ致します。

つまり、今回岩村が開いた石丁場は、明らかに吉浜・鍛冶屋両村地内の野山であるというのである。この訴えは藩に届き、召し出された岩村も反論する。一七四九年（寛延二）正月の岩村の返答（『資料編』近世No.105）は、両村の主張一つ一つに反駁^{はく}したもので、要点も極めて多岐にわたっていた。この詳細な返答をみて、事態の深刻

さを感じたのであろうか、ついに藩も重い腰をあげ、その全面裁定に乗り出すことになる。

寛延二年の裁決

同年五月、藩はその裁決の結果を「申渡口上之覚」にまとめて両者に言い渡した(『資料編』近世 No. 106)。これまでの刃敷場や石丁場をめぐる争論の決着の集大成ともいえるべきものであり、

内容もそれぞれの主張に一々裁定結果を述べる形で、論点は詳細かつ多岐にわたっている。

①吉浜・鍛冶屋両村の訴え：岩村が今回石丁場を開いた論所は、我等地内のがうし山である。

岩村の反論：がうし山とは、岩村地内の岩沢山のことで、元禄八年・享保元年の争論の節、岩村地内であることは明らかである。

裁決：両村は、貞享年間の差出帳に江之浦村境の道の上が土肥山であるとし、この論所が吉浜村地内というが、それならば岩村に以前から石丁場を開かせているのはおかしい。

②両村の訴え：両村地内のこのかうじ山で、岩村は我等に無断で石丁場を開いた。

反論：彼らのいうかうじ山とは、岩沢山の沢という所で、前の高山丁場の争いの時の証文にも岩沢山とあるではないか。

裁決：双方の地名の呼び方の違いは証拠とはならない。

③両村の訴え：稲葉様御代から我等両村地内の野山で岩村に下くず・薪を刈らせるかわりに、我等は岩村の磯端にて刃敷を刈ってきた。そんな状況であるから、岩村には内林のほか野山は一切ない。

反論：我等は、古来から西は岩沢弾正川原、北は根府川山境まで入会に刈ってきたのである。そもそも磯端の利用を両村に許したのは享保六年以後であって、しかも御代官様の御意もあってやむなく刈らせたのである。それに、我等地内に野山はないというが、江戸城普請当時から石丁場を開いているのだから、

野山がないはずがない。

裁決…岩村の言い分には証拠の証文があるのに対し、両村側が稲葉様以来というのは伝承であって、根拠に乏しい。

④両村の訴え…我々は、先の宝永八年の取り極めで、岩村の内林と我々の野山に境を立てて区分しているから、やはりこの野山は我等の地内である。

反論…その境とは、今後双方で勝手に新林を仕立てないように小境を掘ったものであって、村の地境とは違う。

裁決…両村側はこの境を根拠に自村地内であるとしているが、これは認められない。この内林の境とは、苅敷場へ内林が広がらないように設定した境であって岩村のいう通り地境ではない。

⑤両村の訴え…薪や秣の苅敷場にて石丁場を掘られては、牛や馬の通行に支障を来す上に、何よりも我々の苅敷も不足し、田地の仕付けもままならず困窮することこの上ない。

反論…岩村地内に丁場を設けて、どうして吉浜村の障りになるのか。新丁場というが、これはもともとあった大沢丁場が中断していたものである。牛馬の通行もどこでも可能であるし、大体岩沢山には御三家預り石が多数あって、かつて両村に野火を入られた時も、門川村ほか三か村名主の詫び証文にも苅敷場ではないと明記しているではないか。

裁決…岩村の返答では、牛馬の通行はどこでもできると述べているが、先だって目付や奉行が見分した結果、この新丁場は牛馬の通行を妨害しているようだ。また、詫び証文には苅敷場ではないとは書かれていないから、岩村の主張は成り立たない。

⑥両村の訴え…岩村が石丁場を開いたため、我等両村の刈敷場が減少して困っている。

反論…岩村は慶長年間から石を切り出しており、新丁場などというものは無い。吉浜村が丁場を開いたのは元禄年間であり、江戸においても彼らの石は新山石と呼ばれている。刈敷場に支障を来すのは新規に丁場を開いた吉浜村に問題がある。こちらが丁場を開いたからとするのはおかしい。

裁決…岩村は、吉浜村の丁場が元禄からというが、それ以前の貞享年間の差出帳にはすでに丁場があると記されているので、これは筋が通らない。しかし、両村は自村内の刈敷場といいながら、なぜ今に至るまで岩村の石切りを咎めなかったのか。刈敷減少による田地の疲弊は、御上のためにもならない。それほど大切な刈敷場において今まで石を切らせていたのであるから、今更不法を申し立てても受理できない。⑦両村への尋問…今回提出した貞享年間の絵図面には、論所である刈敷場が吉浜村地内として明記されていないが、これはなぜか。

両村の返答…この論所の箇所は、山裏であったので記されていないのである。

藩側の返答…自村内というならば、村境は明確に記すべきであるから、この言い分は通らない。一方岩村の

貞享の絵図には、論所の場所が確認できるから、吉浜村地内とはいえない。

以上、七つの争点について、三者のやりとりが詳細に述べられている。そして、この結果次のような裁決が言い渡された。

裁決①…今後この論所においては、吉浜・鍛冶屋両村は馬草・刈敷を刈ってもよいこととし、また岩村も丁場を開くことも許可する。

裁決②…両村が牛馬を通す道に石丁場が設けられた時は、岩村が新たに道を設定せよ。

裁決③…星ヶ山より高山へ東南を見通し、峰通りを限り高山の西は吉浜村、東は岩村で石丁場をそれぞれ設けること。

こうしてみると、各争点の審議においては、岩村の反論にやや分があるようにみられたが、最終的な裁決は結局双方痛み分けという結果となったのである。元禄期以来長年にわたる岩村と吉浜村との刈敷場・石丁場争論も、藩による裁定のもとで一つの決着がなされたのであった。

岩村の石丁場 ところで、この寛延二年の裁決をうけて、岩村は石丁場の利用について、惣百姓連印による証文を取り極めを認めた(『資料編』近世No.107)。今回自村分として公認された、高山東方の大沢丁場およびその

上方の丁場の利用方法についての取り極めである。一般に石丁場の利用は一村単位の入り込みであり、数村が入り込むことはないのが通例である(必ずしもそうとは言いい切れないが、その場合でも村々の区分ははっきりしていたと思われる)。しかし、一村内部において村人がどのように丁場を利用していたのかについては、史料制約もあって不明な部分が多い。その意味において、この取り極め証文は石丁場の利用についての唯一の史料である。

この内容を見ると、

(一) 惣百姓家ならびに一家につき、石丁場の間口は三間とする。兄弟が何人いようと、一家の割り当ては同じである。もっとも、今回の訴訟問題で尽力した村役人は今後永久に間口六間と定め、仮に役人が交替したときは、惣百姓同様三間の間口所持とする。

(二) 今後新たに石丁場を開いたならば、たとえ一か所であろうとも、すぐに村中総出で車道を付けること。の二点の取り極めとなっており、岩村惣百姓一一一人の連印にて村役人に誓約している。特に興味深いのは(一)の項目で、石丁場内部の割り当てが一家を単位として、家族数や持高にかかわらず均等に割り当てられているこ

とである。こうした家単位の分配は、この岩村に限ったことではなく、宮下村の石丁場にも軒割りの事例がみられているから（『湯河原町史』第三卷通史編二四二頁）、この方式も臨時的措置ではなく石丁場経営の一般的な姿とみて差し支えないであろう。また、刈敷場などの入会地では、場所そのものではなく刈敷などを採取する権利のみがあるのに対し、この石丁場に関しては明らかに「所持」という言葉を用いている。このことは、江戸時代における所有の概念とともに、続く近代の石丁場のあり方を考える上での重要な意味を持つものである。

屋敷山入会争論

岩村と吉浜村の間で展開された一連の争論は、いわゆる近世的村の発展と生活圏の拡大にともなう半ば必然的な結果であった。そして、その争点が数か村の利害にかかわっていけばいくほど、その争いも複雑化していくのである。一七六七年（明和四）に裁決された入会争論も、最終的には一〇か村を巻き込んだ大きな争いであった（『資料編』近世No.108）。

ことの始まりは、弾正河原奥の屋敷山にて、吉浜・鍛冶屋兩村が炭焼を行ないたいと申し出たのに対し、根府川村が根府川関所要害の地であるとして異議を唱えたことであった。炭は家庭燃料として必需品であり、商品価値の高い産物である。炭焼は個人持の内林や入会場の薪を伐採して行なわれるもので、いずれにしても藩の許可が必要であった。特に、入会場において伐採する場合は、入会の村々の承諾を得なければならないのが通例である。そういった背景のもとで、同じく周辺の入会権を主張する早川・石橋・米神・江ノ浦・岩・真鶴・福浦の各村々もこの争いに加わっていく。

論所が関所要害地にかかわることもあって、藩役人が実地見分し調査を行なった上で、地方役所に関係者一同を集めて審議を行なった。その結果、論所である屋敷山を全一〇か村の入会地とし、早川・石橋・米神三か村は三分一場所にて入会、江之浦・福浦・岩・真鶴・吉浜・鍛冶屋六か村は南の方より入会、根府川村の野山は揚木

山とし、山升山は米神村と入会うよう申し渡された。ここでも村々は明細帳など過去の公文書をもとに、自己の入会権の正当性を主張している。しかし、一〇か村もの入会関係の複雑さもあってか、その裁決はかなり曖昧なものであったようで、その後一七八〇年（明和七）には再度の境界裁定がなされている（『根府川の歴史』）。

再発した石

さて、岩沢山をめぐる岩村と吉浜村・鍛冶屋村の争いは、前述したように寛延二年の裁決で一旦丁場争論 落着した。藩権力まで持ち込んだこの深刻な争いも、これによって和解したはずであった。しか

し、結局のところは第三者に解決の道を委ねただけのことであって、両者の本質的な争いの元が絶たれた訳ではない。特に林野争いは、一時的に和解したとはいっても、時あらばいつでもすぐに再発する性質をもっているものである。岩沢山における両者の確執は、その場所を微妙に移して再び火花を散らすこととなるのである。

一八〇五年（文化二）四月、両村の持山である星ヶ山に岩村が新道を切り開いた。その上両村の者が石切りに赴いた時、岩村の者から咎められたというのである（『湯河原町史』第一巻近世No.46・56）。早速、岩村に真意を尋ねたところ、そこは岩村の持山であるから、道を造ったというのである。ことに、今回は御用石も仰せつかり、役人から「良い石があるなら奥山までも道をつけて切り出すように」と指示があったので、星ヶ山に来たところ吉浜村が商売石を切り出していたのに出くわした、という。そこで、吉浜村側も「岩村に奥山などという所はない。奥山とは早川・土肥両村の持山であって、これには証拠もある。これは、御用の筋に便乗して、星ヶ山はもとより奥山までも岩村分にしようとする悪質な企てに違いない。」として、その差止めを藩に訴えたのである。

この結果は、一八三二年（天保三）の内済に至るまで実に三〇余年を要した（『資料編』近世No.109）。この間の経緯については、内済証文に「是迄年来相片附不申罷在候所」とだけ記されているのみでよくわからないが、ともあれ根府川村・宮上村が取扱人として中に入り、やっとのことで和解したのである。その結果、

①吉浜村では星ヶ山、岩村では岩沢山と呼んでいるこの山を、双方の入会山とする。この山にある二か所の石丁場はやはり双方入会にて採石すること。

②洞通りでの採石においては岩村よりの道筋を入り込みとする。

の二点を取り極められた。そして、今後は双方の百姓は仲睦まじくすること、御上へ争いを持ち込まないことなどを互いに確約したのである。

江戸時代も終焉を迎えようとする一八六八年（慶応四〇明治元）は、真鶴を含む小田原藩にと
終わりなき戦い

って激動の年であった。旧幕府征討のため東海道を東下する官軍の接近によって、それまで態度を逡巡していた小田原藩も恭順の意を示し、四月には江戸城も明け渡されるという有様であった。そんな状況下にあった慶応四年四月に、岩村と吉浜・鍛冶屋両村の入会争論がもちあがったのである（『資料編』近世No.110）。論所となったのはこうじ山かんか沢という所で、岩村が従来岩沢と呼び、長年争論の起点となっていた一帯であった。

発端は、四月一三日、この論所である刈敷場にて吉浜村安五郎ほか三人が薪刈りに来たところ、岩村の者十
四、五人に囲まれ、採取を咎められた上に鉋なたなど道具一式を奪われたことにはじまる。まさしくただ事ではないが、入会争論に限らず水争いなどにおいては、こうした示威行為はしばしば起こり得る。吉浜村としては、先年
から刈敷を刈っていたし、また薪は肥と交換して農業を営んでいた事実もあるから、当然のごとく岩村に対して
この横暴を訴えた。しかし、この騒動において争点の核となったのは、この場所が吉浜・鍛冶屋両村の刈敷場であ
る一方、立木の取得権が岩村にあったことである。

吉浜村が薪を刈ったのは、繁茂する木立が秣もや刈敷の採取に支障を来すためであり、そもそも岩村には内林の

ほか木立になるような山は一切ないはずであるから、岩村の行為は不法である、というのが吉浜村の言い分であった。一方、岩村の言い分はおよそ次のようなものであった（『資料編』近世No.111）。「こうじ山かんか沢というのは偽りで、こちらでは岩沢と呼んでおり、昔から木立のある所である。今回は山見廻りの者が吉浜村の盗伐行為を咎めたが、声だけで手は出していない。安五郎一人が反抗したのでやむなく道具を取り上げ、他の者たちは詫びを入れたので見逃した。大体ここでは株・刈敷の採取は認めているが、事前に断りもなく、ましてや鉋や鋸にて薪を盗伐するなどっての外ではないか。」

この後、両者は宝永八年・寛延二年・明和四年の各争論の書類を持ち出し、藩の役人に対して自己の論拠の正当性を訴えている。これまでの幾多の争論をみてもわかるように、一つの山が双方異なる名称をもって呼ばれ、なおかつそれぞれの帰属を主張してやまないことが、この争いを長年にわたって継続させてきた原因であった。部分的に取り極めがなされても、その他の場所ではまた争いが起きるといった、いわば堂々巡りといった様相を呈していたのである。

なお、今回の争論では、どちらの文面にも「御時節柄」という言葉が何度も見受けられるが、当時の社会情勢を端的にあらわして興味深い。なにしろ訴えを起こそうにも自村が「大困窮」の有様で、とても長期にわたる訴訟に耐え得るだけの余裕もなかったし、なによりも訴訟先である当の小田原藩の存在自体が揺らいでいた状況であった。どちらにとっても訴訟どころではなかったのである。それでも村においては農作業が中断されることはあってはならないことであった。特に吉浜・鍛冶屋両村にとっては、田地の仕付けも迫っていたから、何とか早急に決着をつけたい気持ちが強かった。「無滞御収納相済申度候様、御百姓一同心痛仕罷在候」の文言は、その苦悩ぶりを物語っている。残念ながらこの争論の結末は不明であるが、一つの時代が終わりを告げる節目の

出来事として、他の争論とは一線を画していた事件であった。

結局、江戸時代の大半をかけて争われたこれらの入会問題も、最終決着のつかないまま明治を迎える。その後のいわゆる地租改正事業は、旧来の入会のもつ本質を根本から変化させていくこととなり、石丁場や入会地の様相も新たな局面を迎えるのである。